



# 自己評価報告書

## 第 5 号

平成 25 (2013) 年 10 月



# 東北生活文化大学短期大学部

## 自己評価報告書

### 第 5 号 平成 25 年 10 月

序.....	5
第 1 章 概況.....	6
1-1 まえがき.....	6
1-2 平成 21 年度から平成 24 年度までの改革.....	6
1-3 本学の基本情報.....	7
1-4 課題と展望.....	8
第 2 章 教学の指針.....	9
2-1 まえがき.....	9
2-2 教学の指針と教育目標.....	9
2-2-1 教学の指針.....	9
2-2-2 アドミッションポリシー.....	10
2-2-3 ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー.....	11
2-3 課題と展望.....	12
第 3 章 教育課程と指導.....	20
3-1 まえがき.....	20
3-2 カリキュラム.....	20
3-3 卒業と同時に取得可能な資格・免許状.....	24
3-4 受験による資格取得支援.....	25
3-5 教養科目.....	26
3-6 その他.....	27
3-7 課題と展望.....	28
第 4 章 学習支援.....	29
4-1 まえがき.....	29
4-2 学生数と履修状況.....	29
4-3 授業改善活動.....	30
4-4 その他の学習支援.....	31

4-4-1	初年次教育 .....	31
4-4-2	学習ポートフォリオ .....	31
4-4-3	履修カルテ .....	31
4-4-4	課題研究展・作品展示発表会 .....	32
4-5	課題と展望 .....	33
第5章	学生生活支援 .....	34
5-1	まえがき .....	34
5-2	学生生活支援の現状 .....	34
5-2-1	学生生活の実態と学生生活への配慮 .....	34
5-2-2	学生便覧と担任制度 .....	34
5-2-3	奨学金 .....	35
5-2-4	健康管理および精神衛生 .....	35
5-2-5	留学生 .....	38
5-2-6	学友会 .....	38
5-3	進路指導の現状 .....	39
5-3-1	就職指導 .....	39
5-3-2	進学指導 .....	39
5-3-3	就職状況 .....	39
5-3-4	就職決定状況 .....	40
5-4	入学者に対する支援 .....	42
5-5	課題と展望 .....	43
5-4-1	学生生活 .....	43
5-4-2	就職状況 .....	43
第6章	教育組織と教育研究活動 .....	46
6-1	まえがき .....	46
6-2	教員組織と運営 .....	46
6-3	研究活動 .....	48
6-3-1	研究業績 .....	48
6-3-2	研究費受託 .....	49

6-3-3 著書 .....	49
6-3-4 その他の特記すべき教育・研究活動 .....	50
6-4 教科外活動 .....	52
6-5 課題と展望.....	53
第7章 施設・設備および図書館.....	54
7-1 まえがき .....	54
7-2 施設設備の現状 .....	54
7-3 図書館.....	55
7-3-1 組織と運営.....	55
7-3-2 蔵書数と年間受入れ状況.....	55
7-3-3 利用状況 .....	57
7-4 情報教育研究設備.....	58
7-5 課題と展望.....	59
第8章 入試と広報.....	60
8-1 組織と運営 .....	60
8-2 入 試.....	60
8-2-1 平成24年度入試の方式.....	60
8-2-2 平成24年度入試結果.....	61
8-2-3 入試状況の推移.....	63
8-3 広 報.....	64
8-3-1 広報活動の効果.....	64
8-3-2 平成25年度入試に向けての広報活動 .....	65
8-4 課題と展望.....	67
第9章 管理運営・財務・その他.....	68
9-1 管理運営.....	68
9-2 財務.....	68
9-3 課題と展望 .....	70
第10章 東日本大震災.....	71
10-1 まえがき.....	71
10-2 被害状況と復旧状況の概要 .....	71

10-3	在校生への支援.....	74
10-4	受験生・入学生への支援.....	75
10-5	課題と展望.....	76
○付録	平成24年度活動記録.....	77
後記	.....	83

## 序

東北生活文化大学短期大学部は、平成 25 年度に創立 62 周年を迎える。本学は創立 113 年を経る三島学園の中であって、創立以来の女子職業教育の伝統を受け継ぎながらも、高等教育に対する社会の要望に応える男女共学の短期大学として、地域社会との連携の下で教学を遂行し、これまで多くの卒業生を社会へ送り出してきた。

近年、短期大学そして大学を取り巻く状況は、18 歳人口の漸減による大学・短大入学志願者の減少、情報化やグローバル化に加えて、社会格差の増大や産業構造の流動化などの世界的な社会経済体制の激変、そして一昨年の東日本大震災など、大きなうねりの中にある。このような厳しい環境の中でも、「我が国の学士課程教育は未来の社会を支え、より良いものとする「21 世紀型市民」を幅広く育成するという公共的な使命を果たし、社会からの信頼に応えていく必要がある」（中央教育審議会、平成 20 年 12 月）を念頭に置いて、世界と地域の将来を担う人材の育成という社会的要請に大学・短大は応えていかなければならない。そのためには、短大および大学の教育の質を高め、同時に高等教育機関である大学・短大の教育内容・教育活動を精査検証し、高度な研究活動と連動させることにより、充実した教育を目指すことが重要になる。

本学では教育・研究・社会貢献活動の現状を精査して評価し、これを改善に結び付ける観点での自己点検評価を行ってきた。平成 13 年度から平成 21 年度まで 4 号の「自己点検報告書」を刊行し、ここに第 5 号を取りまとめた。本学の教職員は本評価報告書の作成出版を通して、教育倫理そして教員個人の人間性を基盤とする質の高い教育を進めているのか、学生に学習アウトカムを明確にした学修指導を遂行しているのか、等の自己点検評価を常に行うことに努力している。

本報告書では本学の歴史的な改革経緯を紐解きながらも、平成 21 年度以降 24 年度までの本学の活動と将来展望に焦点を置いた自己評価を行ったものである。平成 24 年度までの評価を基にして、平成 25 年度には生活文化学科の生活学専攻の募集を停止し、新たに食物栄養学専攻を新設した。さらに、学園附属であったますみ幼稚園とますみ保育園を短期大学部附属に編成替えし、より密度の高い幼児教育と実習を行える体制とした。このような改革が、「幅広い職業人の養成、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点、社会的貢献」（「短期大学教育の再構築を目指して—新時代の短期大学の役割と機能—」日本私立短期大学協会）との短期大学が果たすべき役割を全うすることに繋がるように、教職員は努力しなければならない。また、本報告書のもう一つの特徴は、東日本大震災の被害状況、復旧復興活動そして支援活動を記載したことにあることを付記したい。

本学にとって、本報告書以外にも検討すべきことは多々あると思われるが、地域社会で求められる短期大学の役割を着実に果たすために、教職員が一丸となって諸活動を進めていく所存にある。

本報告書が、本学の活動状況の検証材料として、多様な視点からのご意見をいただく資料となること、そして本学の教育研究活動の活性化に結実することを期待したい。

平成 25 (2013) 年 7 月

東北生活文化大学短期大学部  
学長 秋葉征夫

# 第 1 章 概況

## 1-1 まえがき

本冊子である東北生活文化大学短期大学部自己評価報告書第 5 号は、第 4 号から大きく構成を変更している。これには、外部評価の評価事項の変更に対応すること、次に、定期的な自己評価を比較的容易に実施できるように基礎資料をなるべく必要最小の分量でまとめるという 2 つの狙いがある。前号までの第 1 章には、かなり詳しい本学の歴史の記載があった。しかし、このような編集方針から、本号の第 1 章では、本学の基本情報を簡単な記載にとどめることにした。よって、より詳しい本学の歴史については第 4 号以前を参照していただきたい。とはいえ、第 4 号の発行以降の平成 21 年度から平成 24 年度にかけても、改革が次々行われてきた。そこで、次節で平成 20 年度以降の改革について述べ、1-3 節で本学の過去と現状について簡単にまとめることとする。

## 1-2 平成 21 年度から平成 24 年度までの改革

平成 21 年、子ども生活専攻は保育系への進学者が堅調で、受験者数の推移から見ても定員増が可能と判断した一方、生活学専攻は今後も定員 50 を満たす見通しがなかったため、定員を減らすことが検討された。平成 22 年度、生活学専攻の定員 50 のうち 10 名を子ども生活専攻に移動することで、短大自体の定員を変更せずにそれぞれの専攻の定員を変更した。これにより生活学専攻は定員 40、子ども生活専攻は定員 60 となった。

平成 22 年度、生活学専攻で就職にプラスになることを期待して、ウェブデザインやプログラミングに関する演習を増やす等カリキュラムを変更し、ウェブデザイン実務士（全国大学実教育協会認定）を取得できるようにした。これにより情報処理士・ビジネス実務士・ウェブデザイン実務士の 3 つの資格が取得できるようになった。

平成 23 年度、生活学専攻のてこ入れを図る目的で、生活学専攻のコース編成をビジネス情報コース、生活デザインコース、フードエンターテイメントコースの 3 コースに改編した。従来の生活情報コースは、3 つの情報系の資格を取得できることをアピールするためにビジネス情報コースに名称を変更した。従来の生活科学コースは中学校家庭科の教職課程であったが、宮城県では一種免許を持っていないと家庭科教員としての採用が困難となっていた。実際に短大卒で教員採用試験を受けるものもいなくなり、教職課程の履修者が 1、2 名の状況が続いていたため、教職課程を実質的に取りやめた。それに代わるものとして、食と美術の融合を目指して、テーブルコーディネーターなどフードコーディネーター 3 級が取得可能なカリキュラムを持つフードエンターテイメントコースに改編した。生活デザインコースはそのまま継続した。

このような改革にもかかわらず、平成 23 年度も定員を充足できず、平成 24 年度は生活学専攻の入学者が 6 名にまで減少し、専攻の維持が難しい状況になった。10 年以上も定員割れが続き、現状の教育内容では受験生のニーズを満たせず、今後も定員充足を見込めないと判断し、平成 23 年度半ばから生活学専攻の改組を検討した。定員充足には就職に有利な公的資格・国家資格が必要と判断し、他の短大・大学・専門学校の状況、高校生へのアンケート、就職の状況などを総合的に検討した結果、平成 25 年度に生活学専攻を募集停止とし、栄養士の養成課程である食物栄養学専攻（定員 40）を新設することが平成 23 年度末に決定した。2 年間で栄養士が取得できる養成課程は宮城県内では本学だけになり、専門学校・通信教育でも栄養士を取得できないことから、他学にない魅力を持つことができた。これに伴い、平成 24 年度中に調理実習室と染色室を全面改装し、栄養士養成課程に向けた調理学実習室と食生活実習室を設けた（第 7 章参照）。栄養士養成課程は平成 24 年 9 月下旬東北厚生局に設置申請書を提出、平成 25 年 1 月 31 日実地調査を受け、平成 25 年 3 月 28 日に指定栄養士養成施設として正式に認可が下

りた。

### 1-3 本学の基本情報

本学の現状を端的に表す情報として、平成 24 年 5 月現在の在学学生数および教職員数を、表 1-1 に示す。

表 1-1 在籍学生数および教職員数（平成 24(2012)年 5 月 1 日現在）

	入学定員	収容定員	現学生数	専任教員数	非常勤教員数	事務員数
東北生活文化大学短期大学部				(学長1)		(理事長1)
生活文化学科	100	200	163	19	17	2
東北生活文化大学						
家政学部 家政学科	60	240	279	19	41	8
生活美術学科	40	160	205	9		
総計	200	600	647	47	58	10

註：専任教員数には副手を含む。

本学園には、100 年の歴史を支えてきた建学の精神として“励み、謹み、慈み”の校訓があり、“生徒一人一人の心に迫る学校づくりで、調和のとれた、愛情豊かで、実践力のある人を育てます”と謳っている。この校訓は、東北女子職業学校から始まり、中学校、高等学校、短期大学、大学を通じて守られてきた。

教学の理念や目的は、時代の変遷とともに少しずつ変わってきた。短期大学発足の母体となった専門学校の時代には、「本校は、専門学校令に依り女子の被服に関する高等の学術技芸を授け、併せて女子の人格を涵養するを以て目的とする」と謳い、この文の中に第二次大戦直後の本学の教育理念が示されている。短期大学はその設立の趣旨を次のように示した。「本学は、博く家政学に関する一般教養を与えると同時に、特に被服について基本的な知識および高等な技能を修得させ、三島両先生の遺志を継ぎ、地方の社会的要望に応え、家庭科教員を養成することを目的として活動する。大学は、国民自身の盛り上がる自発的研究意欲に発し、しかして教育と学的研究が民主化されることを熱望しているので、本学の家庭科は少なくともこの点をねらい、且つ学問的科学的な研究が忽せにならないよう教育が計画されているものである。」

設立後の昭和 28 年当時の学則は「本学は三島学園建学の精神に則り高等学校教育の基礎の上に被服に関する専門的学科及び技芸を教授し兼ねて家政並に一般教育に関する知識を授け良き社会人を育成するを以て目的とし女子に対する大学教育の普及と成人教育の充実とに資するを以て使命とする」と述べている。‘短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること’を主な目的としているが、三島学園にあっては、一般家庭婦人の教養として欠くことのできない裁縫、家庭の教育および専門家養成の教育を授けることであった。目的及び使命として「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する清く正しく健やかな女子の育成が我が建学の精神である。この精神に基づいて、美しい人間生活のあり方を総合的見地から科学的に考え、解決してゆくことのできる確かな実践力を備える人材の教育に当たることを使命とする。」と掲げていた。男女共学化以前の学則の第一条では、「本学は、三島学園建学の精神に則り、女子を対象とする家政学に関する知識、技能を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを目的とし使命とする」と謳っており、本学の教育指針は、開設以来、家政学を基本してきたことがうかがわれる。

近年、平成 16 年度の男女共学化に伴う校名変更、平成 17 年度の 2 専攻制の導入等、さまざまな変革に対応し、教育方針も次第に変化しつつある。平成 24 年度における教学の指針については第 2 章を参考にされたい。



#### 1-4 課題と展望

本章では平成 21 年から平成 24 年度にかけて行われた改革について述べた。子ども生活専攻は保育系への進学が堅調であることから定員充足を続けることができているが、生活学専攻は定員充足ができずにいる。家政学を基本とした被服分野での実学教育や家庭科教諭養成を行ってきた生活学専攻は、定員割れ対策に情報系やフードコーディネーターなどの資格取得を取り入れるなど表面的な改革を行ってきたが、根本的に社会のニーズに対応した改革でないのは明らかで、是非にも短大に入学したいと思わせるまでの魅力は出せなかった。

平成 25 年度に生活学専攻から食物栄養学専攻へ全面的な改組することを決断し、本学の伝統であった被服教育・家庭科教員養成はカリキュラムの中心から消えることにはなったが、短大の生き残りには栄養士養成へのパラダイムシフトは必要であったと思われる。今後、栄養士養成、保育者養成を新たな短大の軸に据えることで、本学の社会的な価値を高めていきたい。保育士・幼稚園教諭、栄養士という仕事を通して卒業生の自立や社会貢献ができ、建学の精神を貫くことができると確信している。

## 第 2 章 教学の指針

### 2-1 まえがき

教育指針の確立と表明およびその点検は、短期大学の学習成果に対する評価基準を与える基本的な事項である。また、どのような学生を受け入れ、どのように教育し、どのような学生を社会に送り出すかは、アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマポリシー（学位授与の方針）の、いわゆる3つのポリシーとしてまとめられる。これらは中央教育審議会（2008年）が「学士課程教育の構築に向けて」において重要性を指摘しているものである。本章では、平成24年度における本学の3つのポリシーや教学の指針・教育の目標を記載し、その表明方法や課題について言及する。

### 2-2 教学の指針と教育目標

#### 2-2-1 教学の指針

本学の教学の指針については、学生便覧において在學生に周知するだけでなく、毎年4月に新入生に対し1泊2日のスケジュールで行っているオリエンテーションキャンプを通じて説明が行われている。次の資料に、平成24年度の学生便覧に記載されている教学の指針を示す。この資料にあるように、教学の指針は専攻別に記載され、生活学専攻についてはさらにコース別に記述されている。また生活学専攻では、「フードコーディネーター」「ビジネス実務士」「情報処理士」「ウェブデザイン実務士」の資格取得、子ども生活専攻では、「保育士」と「幼稚園教諭」の養成が、主要な教育指針として掲げられている。このように、本学では資格取得が実学教育の柱になっていると同時に教育成果となっている。

---

（資料）平成24年度 学生便覧 より

### 学園の生い立ちと教学の指針

（学園の生い立ちに関する記述は省略）

#### 生活学専攻

「食、情報、デザイン」という視点から現代の生活文化へアプローチし、幅広い教養を学ぶとともに、創造力、表現力、社会人としての基礎能力を身に付け、生活文化の高揚に貢献できる人材の育成を目指す。さらに各自の興味や適性に応じて、フードエンタテイメントコース、ビジネス情報コース、生活デザインコースの3コースに分かれて専門分野を学ぶ。フードエンタテイメントコースはフードコーディネーター取得に向けて、必要な栄養学、調理、食文化、食空間の演出、食ビジネスなどを学ぶコースである。ビジネス情報コースはビジネス実務士、情報処理士、ウェブデザイン実務士取得に向けて、実生活からデザイン、ビジネスに役立つ情報系分野を学ぶコースである。生活デザインコースは被服造形、手芸、絵画、デザインからコンピュータグラフィックスまで、生活を豊かにするデザインを幅広く学ぶコースである。

#### 子ども生活専攻

保育士と幼稚園教諭の養成を目的として、保育に関する知識や技能を講義・演習・実習等を通して身に付けることはもちろんのこと、生活文化を基盤とした教養・基礎学力を身につけ、現場において自ら

課題の解決に取り組める人材の育成を目指す。

<校訓>

創立者三島夫妻の教えを標語にした“励み、謹み、慈み”の校訓があり、本学園を象徴する言葉として唱えられ、崇敬の念をもって石碑に収められ、校歌にも謳われている。

## 2-2-2 アドミッションポリシー

アドミッションポリシーは、主に高校生向けの入試要項の中に記載してきた。次の資料に、平成 24 年度入試要項にあるアドミッションポリシーを示す。この資料からわかるように、入試要項にあるアドミッションポリシーは、AO 入試などを念頭に置き、本学にとって望ましい学生像を受験生に周知する意味合いが強かったといえる。

-----  
(資料) アドミッションポリシー 平成 24 年度入試要項より

生活文化学科

短期大学部生活文化学科は生活文化を科学的に捉え、社会生活に必要な教養と専門性、および社会人基礎力を身につけ、実社会で活躍・貢献できる人材を養成します。

このため、次のような人を求めます。

- ・自分の可能性を広げるために、目標を持ち、多様な人々とともに新しいことにチャレンジしようと考えている好奇心旺盛な人
- ・基本的な生活習慣が確立し、健康で明朗な人
- ・礼儀正しく、社会のルールや人との約束を守る人
- ・高等学校までの学習活動に真剣に取り組んでいる人
- ・部活動などの特別活動、資格取得への挑戦、ボランティア活動などを続けてきた人
- ・欠席・遅刻・早退が少ない人

### 【生活学専攻】

生活学専攻では、食・情報・造形・デザインに関する分野に興味・関心を持っている人を求めます。

- 「フードエンタテインメントコース」が求める人
  - ・家庭科の食分野が、基礎知識として定着している人
  - ・日常、「食」に関する事象に強く興味・関心を持っている人
- 「ビジネス情報コース」が求める人
  - ・情報の授業をしっかりと取り組んできた人
  - ・将来、情報処理・ウェブデザイン等 IT を活用した仕事に就きたい人
- 「生活デザインコース」が求める人
  - ・生活に関する様々な事象に興味があり、より快適な生活（空間）を得るためのデザインに取り組みたい人
  - ・日常生活のデザインに興味・関心を持っている人

### 【子ども生活専攻】

子ども生活専攻では、次のような人を求めます。

- ・責任感があり、保育士や幼稚園教諭になりたいと強く思っている人
- ・文章表現力があり、整った文章が書ける人
- ・友人・先生・家族など自分とかかわる人たちと良好な人間関係を築くことができる人

- ・子どもとかかわった経験（ボランティアなど）を多く持つ人

### 2-2-3 ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー

ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーは、学生便覧の中で教育目標とともに記載されている。以下の資料に、平成24年度学生便覧にある記載内容を示す。

---

(資料) ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー (24年度学生便覧より)

#### 教育目的

三島学園建学の精神である「高い知識と技術を修め、常に文化創造に寄与する、清く、正しく、健全な人間の育成を目指す」に基づいて、我が国の生活文化の高揚を図るため、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。

#### 〈ディプロマポリシー〉

本学は、「高い知識と技術を修め、常に文化創造に寄与する、清く、正しく、健全な人間の育成を目指す」とする三島学園の建学の精神に基づいて、以下にあげる到達目標を達成し、学則に定める所定の単位を修得した学生には卒業を認定し、学士の学位を授与します。

- ・教育課程に定める基礎教育科目の必修科目はもとより、選択科目の履修を通じて、基礎的な学習能力と社会人としての豊かな教養を身につけること。
- ・専攻毎の専門教育科目の履修を通じて、職業人として社会に貢献するために必要な知識及び技術を身につけること。
- ・大学での学修、学生および教員との交流や学生生活を通じて、将来にわたって社会で自立するために必要な能力を身につけること。

#### 〈カリキュラムポリシー〉

本学では、教育目標を達成するために、社会生活に必要な教養、基礎学力、専門的知識・技術、および一般常識・マナー・コミュニケーション能力といった社会人基礎力を身に付けることを目指し、次のような方針で教育課程を編成し、実施しています。

##### 幅広い教養と専門知識の習得

- ・教養課程は、社会生活に必要な教養を修得するための教養科目と、専門知識を修得するための特色ある専攻科目で構成しています。
- ・卒業要件科目のほか、免許・資格取得を保障するよう、科目を設定しています。

##### 順次的・体系的な教育課程の編成

- ・単位制度を実質化し、履修状況の明確化と、多様化する学習目的に対応しています。
- ・基礎を修得してから専門へ移行するように、科目を配列しています。
- ・授業科目担当者は、シラバスを通じて、各授業科目の達成目標、学習内容、成績評価の方法・基準、準備学習の内容などを学生に明確に伝えています。

##### 学生支援

- ・本学では担任制をとって各専攻ごと・各学年ごとに担任を置き、学生一人一人の目標に合わせて、生活面でのアドバイスや体系的な学習ができるよう個人指導を行っています。

- ・短大における学習や生活への導入としての初年次教育，および社会人基礎力・就業力を修得するためのキャリアアップセミナーを行います。

#### 少人数教育・チームティーチングの実施

- ・建学の精神に基づき，「職業又は実際生活に必要な能力」を育成するため，カリキュラムに少人数で行う演習・実習を多く取り入れ，知識・技術の修得に努めています。
- ・キャリアアップセミナーなどでは複数の教員が共同ですべての学生の指導にあたるチームティーチングを行います。

### 2-3 課題と展望

本章の資料にあるように、本学では、教育の目的・目標や3つのポリシーが定められ、表明されている。しかし、平成24年度の時点では、内容や周知の方法についていくつかの課題があったので、将来構想検討委員会において3つのポリシーについての再検討と改正が行われ、平成25年度以降に施行される。以下に、改正時に念頭に置かれたいくつかの課題をあげておく。平成24年度の検討で終わることなく、今後も、教学の指針の表明と表明方法の改善を行い、教学の指針にもとづく基準のもと学習成果の点検を行っていく必要がある。

- ・教学の指針は専攻別に書かれている一方で生活文化学科としての記述がなかった。また、ディプロマポリシーについては、短期大学の内容がある一方で専攻に関する記述がなかった。このように、全体の記述にアンバランスさがあった。
- ・カリキュラムポリシーにおいて、教育方針については書かれているが、教育課程の編成方針に関する記述が少なかった。
- ・アドミッションポリシーは、対象が受験生（特にAO入試）に限定されているような表現であった。より一般向けの表現になおす必要があった。
- ・カリキュラムポリシーで定める教育内容と学位授与の方針の関係に不明瞭さがあった。
- ・生活学専攻は平成25年度から募集停止となり新専攻が始まる予定であったため、新しいポリシーが早急に必要となった。

---

## 資 料

本学学則を示す。なお、学則の別表Ⅰは第3章表3-1に該当するので省略する。

### 東 北 生 活 文 化 大 学 短 期 大 学 部 学 則

平成24年4月1日 変更

#### 第1章 目的及び使命

第1条 東北生活文化大学短期大学部（以下「本学」という。）は、三島学園建学の精神に則り、我が国の生活文化の高揚を図るため、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを目的とし使命とする。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

#### 第2章 学科、学生定員及び修業年限

第3条 本学に、生活文化学科を置く。

2 生活文化学科に、次の二専攻を置く。

生活学専攻

子ども生活専攻

3 生活文化学科及び専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

生活文化学科 広く教養を培い、生活文化に関する学習を通じて、職業又は實際生活に必要な豊かな能力を備えた人材を育成することを目的とする。

ア 生活学専攻 食、情報及びデザインの視点から現代の生活文化を捉え、幅広い教養を学ぶことにより、個人の生活を豊かにする創造力、表現力及び社会人としての基礎能力を養い、生活文化の高揚に貢献できる人材を育成することを目的とする。

イ 子ども生活専攻 生活文化を基礎とした教養及び基礎学力を身に付けるとともに、保育に関する知識及び技能を講義・演習・実習を通して修得し、保育現場において自ら課題の解決に取り組むことができる人材を育成することを目的とする。

4 生活文化学科並びに同学科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
生活文化学科	100 人	200 人
生活学専攻	(40 人)	(80 人)
子ども生活専攻	(60 人)	(120 人)

表中括弧を付したものは、専攻の定員で内数である。

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学年限は、4年を越えることができない。

### 第3章 学年，学期，授業期間及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 本学における1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第8条 本学における休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 10月27日
- (4) 春季休業 3月10日から4月4日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月18日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

### 第4章 教育課程及び履修方法等

第9条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表Iのとおりとする。

第10条 本学における授業は、15週をもって1期間とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をも

って1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、課題研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第10条の2 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生にあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

3 前項の基準は、別に定める。

第10条の4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第11条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該他短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目のうち修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第11条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前項第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

第11条の3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。

3 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第11条第2項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第11条第3項において準用する同条第2項より本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。ただし、修業年限の短縮は行わない。

ただし、修業年限の短縮は、行わない。

第12条 本学は、各授業科目の履修者に対し、授業科目毎に試験の上、単位を授与する。

第12条の2 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって評価し、評価S、A、B、Cは合格とし、Dは不合格とする。

2 前項の評価の区分並びに再試験及び追試験については、別に定める。



## 第5章 卒業及び学位

第13条 本学に2年以上在学し、62単位以上修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第10条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

第14条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第15条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める授業科目について必要な単位を別表Iにより修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

中学校教諭二種免許状（家庭）

幼稚園教諭二種免許状

第16条 子ども生活専攻の学生で、保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法に従い、別表Iにより修得しなければならない。

## 第6章 入学、転入学、再入学、転専攻、転学、休学、復学及び退学

第17条 入学は、学年始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第18条 次の各号の一に該当する者で、かつ、本学の行う入学試験に合格した者に入学を許可する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了したもの

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第19条 他の大学に在学するもので、その学長の許可を得て本学に転入学を志願する者があるときは、選考の上、転入学を許可することがある。

第20条 本学に入学、転入学を志願する者は、本学所定の願書に別に定める入学検定料を添えて願い出るものとする。

第21条 本学に入学、転入学を許可された者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金等を納入するものとする。

第22条 本学を退学した者で再入学を志願する者は、保護者連署の上、願い出るものとする。その場合、教授会の議を経て、学長が再入学を許可する。

第23条 転専攻を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、相当年次に転専攻を

許可することができる。

第 24 条 他の大学へ転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

第 25 条 病気その他止むを得ない事由により、3 ヶ月以上修学することができない者は、保護者連署の上、休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、1 年以内とし、在学年数に算入しない。

第 26 条 休学期間が満了したときは、復学願を提出しなければならない。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を願い出ることができる。

第 27 条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保護者連署の上、退学願を提出し学長の許可を得なければならない。

## 第 7 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

第 28 条 入学検定料、入学金及び授業料は、別表Ⅱのとおりとする。その他の費用は、別に定める。

2 授業料は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納入するものとする。

区 分	納 期
前期（4 月から 9 月まで）	4 月末日まで
後期（10 月から翌年 3 月まで）	10 月末日まで

第 29 条 前期又は後期中途において、復学した者は、復学した月の属する当該期分の授業料を、復学した月に納入するものとする。

第 30 条 学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月の属する当該期分の授業料を納入するものとする。

第 31 条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

第 32 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、当該期間中の授業料を免除する。

第 33 条 納入した入学検定料、入学金及び授業料は、返還しない。ただし、一般入学試験（専願又は推薦入学試験及びこれに類する試験を除く）に合格して授業料等を納入した者が、納付後に入学を辞退する場合、入学前年度の 3 月 31 日までに「入学辞退及び入学時納付金返金願」を申請することにより、入学検定料及び入学金を除く授業料等の納付金を返還する。

## 第 8 章 賞罰及び除籍

第 34 条 学生が他の模範となる行為のあったときは、教授会の議を経て、学長がこれを褒賞する。

第 35 条 学生でその本分に違背する行為のあったときは、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒を分けて譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 36 条 学生で次の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 4 条第 2 項に定める在学年限をこえた者
- (2) 授業料を 3 ヶ月以上滞納し納入の見込がないと認められる者

## 第9章 職員

第37条 本学に学長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及びその他の職員を置く。

## 第10章 教授会

第38条 本学に教授会を置き，次の事項を審議する。

- (1) 学生の教育に関する重要事項
- (2) 学生定員に関する事項
- (3) 教育研究上の組織並びに施設に関する事項
- (4) 学則及び規程等の制定及び改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 学生の入学，卒業その他身分に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

第39条 教授会は，学長，副学長（またはこれに代わる職にある者）並びに教授，准教授及び専任講師をもって組織する。

2 教授会は，必要に応じ，教授会の構成員以外の者を出席させることができる。

## 第11章 科目等履修生，外国人学生，委託生及び特別聴講学生

第40条 本学の授業科目について履修を志願する者があるときは，学生の教育に支障のない限り，科目等履修生として履修を許可することがある。

第41条 科目等履修生として出願できる者は，次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 特定の授業科目の単位修得を目的とする者

第42条 科目等履修生を志願する者は，所定の書類に入学検定料別表Ⅲの金額を添えて願出するものとする。

第43条 授業料は，履修科目1単位に相当する授業につき別表Ⅳの金額とする。

第44条 科目等履修生の単位の授与については，第12条の規定を準用する。

第45条 外国人で，入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可することがある。

2 前項の選考の方法は，別に定める。

第46条 国・地方公共団体又は教育機関から推薦された者で，特定の授業科目について研究する者を委託生として入学を許可することがある。

第47条 委託生として出願できる者は，高等学校卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第48条 委託生は，入学後指導教員の指導を受け研究に専念するものとする。

第49条 委託生の在学期間は，1年とする。

第50条 委託生の研究料は，別表Ⅴの金額とする。

第51条 委託生が研究を修了したときは，それに対し修了証明書を交付することがある。

第52条 委託生は，修学上必要な経費の全部又は一部を負担しなければならない。

第53条 本学において他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議に基づき，当該他短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は，別に定める。

第54条 科目等履修生，外国人学生，委託生及び特別聴講学生には，別段の定めがない限り，本学の学則

を準用する。ただし、科目等履修生及び特別聴講学生には、第 13 条の規定は、適用しない。

## 第 12 章 公開講座

第 55 条 本学は、公開講座を開講することがある。

2 公開講座に関する事項は、そのつど定める。

## 第 13 章 図書館

第 56 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

## 第 14 章 厚生保健施設

第 57 条 本学に保健室、体育館、学生集会所を置く。

2 これらに関する規程は、別に定める。

### 附 則

1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法については、改正後の別表Ⅰの 1 及び 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 別表Ⅱ 入学検定料・入学金及び授業料

検 定 料	.....	30,000 円
入 学 金	.....	250,000 円
授 業 料	生活学専攻 .....	570,000 円
	子ども生活専攻 .....	590,000 円

### 別表Ⅲ 科目等履修生入学検定料

科 目 等 履 修 生	.....	30,000 円
-------------	-------	----------

### 別表Ⅳ 科目等履修生授業料

科 目	講義科目	演習科目	実験・実習・実技科目	
科 目 等 履 修 生	1 単位	13,000 円	15,000 円	20,000 円

### 別表Ⅴ 委託生研究料

委 託 生	.....月	10,000 円
-------	--------	----------

1. 授業料等については、経済事情の変動に応じて変更することがある。

2. 平成 18 年度以前に本学に入学、転入学した者の授業料等は、この規程にかかわらず、なお従前のおりとする。

以 上

## 第 3 章 教育課程と指導

### 3-1 まえがき

この章では、教育課程の全体像を述べた後、その学習成果の質的・量的評価として、主に資格取得に関するデータや指導内容について記述する。また本学では、卒業と同時に取得可能な資格・免許状の他に、検定試験の受験対策を行っている資格もあるので、それらは別の節として記述した。さらに、「基礎的な学習能力と社会人としての豊かな教養を身につける」というディプロマポリシーへの対応として重要な位置づけとなる「教養科目」に関しては、履修状況や指導内容等を 3-5 節で詳しく検討する。3-6 節では、単位互換制度等について述べる。

現状の説明の前に、近年の資格取得に関する課程の変遷について簡単に述べておく。本学では、昭和 26 年の創設当時から、教育職員免許法に基づく教員免許を取得するための課程がカリキュラム面で重要な位置を占め、その成果として東北各県で活躍する多くの家庭科教員を輩出してきた歴史がある。平成 17 年度に生活学専攻と子ども生活専攻の 2 専攻制になって以後も、生活学専攻では家庭科教諭二種免許状の課程を継続してきた。しかしながら、中学校家庭科教員採用の減少や教員志望の学生の減少などの状況下、教育内容の改編が進められ、その一端として、実質的には平成 23 年度入学学年より家庭科に関する教職免許状（二種）の課程を廃止することになった。それに代わり、平成 24 年度現在、平成 25 年度の生活学専攻の改組を目指し、栄養士養成課程の申請を行っている（平成 25 年 3 月認可）。一方、子ども生活専攻においては、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得者を毎年社会に送り出す実績を積み重ね、平成 22 年度には定員を 50 名から 60 名に増やすに至っている。

### 3-2 カリキュラム

カリキュラムは「教養科目」「生活学専攻専攻科目」「子ども生活専攻専攻科目」「教職に関する科目」からなる。「教職に関する科目」は幼稚園教諭二種免許状の取得を希望する子ども生活専攻の学生が履修するものである。平成 24 年度のカリキュラムを表 3-1、表 3-2 に示す。表 3-3 は、開講科目数をまとめたものである。

表 3-1 平成 24 年度のカリキュラム

#### (1)生活学専攻教養科目

科 目	単位数		科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
日本語概説	2		国際社会論		2
国語表現法		2	情報処理		2
哲学		2	英語		2
日本国憲法			英会話		2
心理学		2	健康スポーツ		2
文化史		2	健康社会学		2
統計学		2	健康管理学		2
生活と化学		2			
経済学		2			
			合 計	2	30

## (2)生活学専攻専攻科目

科 目	単位数		科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
生活概論	2		服飾文化論		2
衣生活論	2		色彩学		2
食生活論	2		基礎造形論		2
住生活論	2		視覚デザインⅠ		2
家族関係学		2	視覚デザインⅡ		2
消費者保護論		2	ウェブデザイン演習		2
食文化論		2	陶芸		2
食品学		2	絵画（デッサンを含む）		2
食品衛生学		2	テキスタイル		2
栄養学		2	手芸		2
調理学（厨房機器・設備を含む）		2	染色		2
食生活実習Ⅰ （調理方法と調理器具を含む）		2	被服材料学		2
食生活実習Ⅱ（食品加工を含む）		2	高分子材料学実験		2
テーブルコーディネートⅠ （テーブルマナーを含む）		1	被服構成学		2
テーブルコーディネートⅡ		1	被服整理学		2
フードマネジメント		2	衣生活実習Ⅱ		2
フードエンタティメント演習Ⅰ		1	衣生活実習Ⅲ		2
フードエンタティメント演習Ⅱ		1	被服デザイン		2
コンピュータサイエンス概論		2	キャリアアップセミナーⅠ		1
マルチメディア概論		2	キャリアアップセミナーⅡ		1
マルチメディア演習Ⅰ		1	キャリアアップセミナーⅢ		1
マルチメディア演習Ⅱ		1	キャリアアップセミナーⅣ		1
コンピュータグラフィックス		2	コミュニケーション演習		1
画像処理		2	課題研究		2～6
ビジネス実務総論		2	（ブランディング演習を含む）		
ビジネス実務演習Ⅰ		1			
ビジネス実務演習Ⅱ		1			
マーケティング論		2			
アルゴリズムとプログラミング		2			
プログラミング演習Ⅰ		1			
プログラミング演習Ⅱ		1			
ウェブプログラミング演習		2			
会計学		2	合 計	8	93～97

## (3)子ども生活専攻教養科目

科 目	単位数		科 目	単位数		
	必修	選択		必修	選択	
日本語概説	2	2	経済学	2	2	
国語表現法		2	情報処理		2	
哲学		2	英語		2	
日本国憲法		2	英会話		2	
心理学		2	健康スポーツ (講義)		1	
文化史		2	(実技)		1	
統計学		2	合 計		2	22

## (4)子ども生活専攻専攻科目

科 目	単位数		備考	科 目	単位数		備考		
	必修	選択			必修	選択			
生活概論	2	1~4	保(必)	地域福祉論	2	2	保(必)		
衣生活論	2			相談援助				2	
食生活論	2			社会的養護				2	
住生活論	2			保育者論				2	
キャリアアップセミナー	2			発達心理学Ⅰ				2	保(必)
保育原理				2				発達心理学Ⅱ	1
教育原理	2			教育心理学				2	
児童家庭福祉論	2			臨床心理学				2	
社会福祉論	2			親子カウンセリング				2	
子どもの保健Ⅰ	2			保(必)				障害児保育Ⅰ	1
子どもの保健Ⅱ	2	保(必)	障害児保育Ⅱ	1	保(必)				
子どもの保健演習	1	保(必)	社会的養護内容	1	保(必)				
子どもの食と栄養Ⅰ	1	保(必)	保育相談支援	1	保(必)				
子どもの食と栄養Ⅱ	1	保(必)	音楽Ⅰ	1					
家庭支援論	2	保(必)				音楽Ⅱ	1		
保育課程論			保(必)	ピアノⅠ	2	1	保(必)		
保育計画論			保(必)	ピアノⅡ				1	
保育内容総論			保(必)	ピアノⅢ				1	
保育内容(健康Ⅰ)			保(必)	造形Ⅰ	1	保(必)			
保育内容(健康Ⅱ)			保(必)	造形Ⅱ	1	保(必)			
保育内容(人間関係Ⅰ)			保(必)	造形Ⅲ	1				
保育内容(人間関係Ⅱ)			保(必)	体育Ⅰ	1	保(必)			
保育内容(環境Ⅰ)			保(必)	体育Ⅱ	1				

保育内容（環境Ⅱ）				保育実習Ⅰ		4	保(必)
保育内容（言葉Ⅰ）			保(必)	保育実習指導Ⅰ		2	保(必)
保育内容（言葉Ⅱ）				保育実習Ⅱ		2	保(必)
保育内容（表現Ⅰ）			保(必)	保育実習指導Ⅱ			保(必)
保育内容（表現Ⅱ）				保育実践演習		2	保(必)
児童文化							
乳児保育Ⅰ			保(必)	合 計	18	68~	
乳児保育Ⅱ			保(必)			71	

表3-2 .教職に関する科目

科 目	単位数		科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
教職概論		2	視聴覚教育		2
教育原理		2	教育相談		2
教育心理学		2	教育実習（事前・事後指導を含む）		5
教育法規		2	教職実践演習（教諭）		2
教育課程論		2			
保育内容の指導法		2	合 計		23

表3-3 科目区分と開講科目数（平成24年度）

	教養科目 (a)			専門科目 (b)			教職科目 (c)			合計(a)+(b)		
	必修	選択	計	必修	選択	計	必修	選択	計	必修	選択	計
生活学専攻	1	15	16	4	54	58	/			5	69	74
子ども生活専攻	1	11	12	9	46	55	0	10	10	10	57	67
										(10)	(67)	(77)

\*ただし、括弧内は(a)+(b)+(c)



### 3-3 卒業と同時に取得可能な資格・免許状

本学には、卒業と同時に取得可能な資格・免許状として、「保育士資格」「幼稚園教諭二種免許状」「中学校教諭二種免許状（平成 23 年度まで）」、および、「情報処理士」「ビジネス実務士」「ウェブデザイン実務士」「フードコーディネーター3 級」がある。以下、それぞれの資格等の取得状況と指導状況について述べる。

#### ○保育士資格と幼稚園教諭二種免許状および中学校教諭二種免許状（家庭）

子ども生活専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状が取得できる。これらの資格・免許状取得は子ども生活専攻の教育目標の一部であり、子ども生活専攻の学生ほとんどが取得を希望している。また、中学校教諭二種免許状（家庭）は生活学専攻で取得可能なものであったが、平成 23 年度入学学年より廃止された。これらの資格・免許状の取得者数を表 3-4 と表 3-5 に示す。表 3-4 における平成 22 年度から平成 23 年度の資格取得者の増加は、定員の変更（50 名から 60 名）に対応したものである。この表が示すように、特に保育士資格に関して高い取得率を維持している。幼稚園教諭二種免許状の取得率も近年上昇しており、100%に近い数字がでるようになってきている。

表 3-4 保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の資格取得状況（平成 21～24 年度，単位：人数）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保育士資格	52 (7)	47 (12)	65 (5)	62 (4)
資格取得率*	98%	96%	100%	97%
幼稚園教諭二種免許状	45 (5)	42 (11)	63 (4)	60 (5)
資格取得率*	85%	86%	97%	94%

\*資格取得率は卒業生数の中の取得人数割合。（）内は男子の内数。

表 3-5 中学校教諭二種免許状（家庭科）の取得状況（平成 21～24 年度，単位：人数）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
中学校教諭二種免許状 （家庭）	2 (1)	2 (0)	1 (0)	0
資格取得率	7.1%	9.1%	5.9%	0%

\*資格取得率は卒業生数の中の取得人数割合。（）内は男子の内数。

#### ○情報処理士・ビジネス実務士・ウェブデザイン実務士（全国大学実務教育協会）

生活学専攻の学生が卒業と同時に取得可能できる資格として、情報処理士・ビジネス実務士・ウェブデザイン実務士が挙げられる。この課程創設の経緯は、平成 14 年度の全国大学・短期大学実務教育協会(平成 17 年 3 月に全国大学実務教育協会に改称)より情報処理士の教育課程の認定を受けたことにさかのぼる。その後、平成 16 年度にはビジネス実務士の教育課程の認可を受け、平成 22 年度入学のカリキュラムにおいてウェブデザイン実務士が認可された。ウェブデザイン実務士の認可は、次年度の生活情報コースからビジネス情報コースへのコース名称変更への契機となった。平成 21 年度以降のこれら資格の取得状況について表 3-6 に示す。これらの資格は、生活学専攻の学生が具体的な目標を持ちながら科目履修を行うための一助となってきた。しかし、生活学専攻の募集停止と新専攻の立ち上げに伴い、平成 24 年度申請中である食物栄養学専攻（平成 25 年度入学者）以降は情報処理士の資格のみを残す予定である。

表 3-6 生活学専攻における情報処理士・ビジネス実務士・ウェブデザイン実務士の取得状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
情報処理士 (単位:人数)	17 (1)	8 (0)	8 (2)	10 (0)
ビジネス実務士 (単位:人数)	11 (0)	4 (0)	5 (2)	8 (0)
ウェブデザイン実務士 (単位:人数)			0 (0)	4 (0)

( )は男子のうち数。ウェブデザイン実務士は平成 23 年度卒業生より取得可能。

### ○フードコーディネーター3 級

平成 23 年度における生活学専攻生活科学コースのフードエンタテインメントコースへの改編は、平成 23 年度の生活学専攻コース編成変更の目玉であるが、この新コースにおいて卒業と同時に取得できる資格として導入した資格が、フードコーディネーター3 級 (日本フードコーディネータ協会認定) である。平成 24 年度卒業生のうち 6 名がフードエンタテインメントコースの一期生としてこの資格を取得した。平成 25 年度の専攻改組以降も、専攻の特色のひとつとしてフードコーディネーター3 級の認定課程は存続する予定である。

### 3-4 受験による資格取得支援

学生の資格取得に関する意欲を受けて、外部団体の試験を必要とする資格取得の支援も積極的に行っている。学内を受験会場とする資格である食生活アドバイザー、P 検の取得状況について平成 21 年度以降の実績を表 3-7 に示す。

表 3-7 食生活アドバイザー、P 検の取得状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
食生活アドバイザー基礎	7(7)	2(7)	5(7)	1(1)
食生活アドバイザー3 級	7(15)	1(7)	17(17)	2(11)
食生活アドバイザー 2 級	0(3)	0(1)	1(1)	0(0)
P 検 3 級	9 (12)	3 (4)	2 (8)	10 (13)

( )内は受験者数

P 検 3 級については、生活学専攻で開講されているビジネス実務演習 I の中で指導と受験を行っている。よって受験者はこの授業の受講者である。

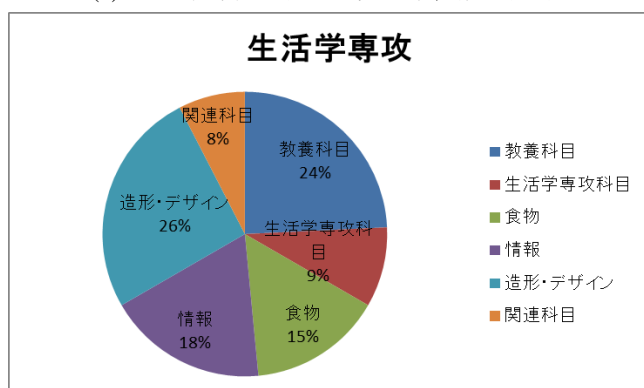
このような資格支援は、特に生活学専攻の学生に魅力的な学習目標を提供する目的で行ってきたが、学生数の減少(受験希望者の減少)や教員の異動等のやむを得ない理由で、平成 20 年度以前に行っていた資格支援の一部は断念せざるをえない状況となった。例えば、自己評価報告書第 4 号第 4 章の記述にある Microsoft Office Specialist 検定、日本語検定、フォーマルウェア検定などである。また、「CG 検定」「画像処理検定」「Photoshop 検定」も第 4 号の報告に引き続き受験者がいなかった。

### 3-5 教養科目

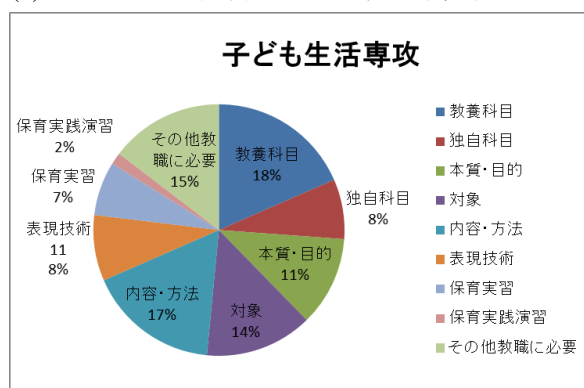
ディプロマポリシーにおいて基礎的な学習能力と社会人としての豊かな教養を身につけることを謳っているように、教養教育の充実は本学の教育課程における重要な課題である。このような事情を鑑み、平成 23 年度の組織改編において、基礎教育検討委員会が新たに設置された。この委員会で平成 23 年度に行った本学の教養教育に関する調査結果の一部を以下に説明する。

図 3-1 (a)および (b) は、平成 23 年度入学生対象の開講科目における、全単位数に対する科目区分ごとの単位数の割合である。この図により、生活学専攻の方が教養科目の占める割合が多いことがわかる。全単位数は両専攻でほとんど変わらないので、この結果は教養科目の単位数自体も生活学専攻の方が多いことも表している。事実、開講されている教養科目の単位数は、生活学専攻が 32 単位、子ども生活専攻が 24 単位である。このような専攻間の教養科目数のアンバランスさは、生活学専攻が教養力を含む一般的な社会人育成を目指しているのに対し、子ども生活専攻では、教養ある人材育成に加えて、保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得を主たる目的としているという、両専攻の特質に起因していると思われる。現実的に言って、保育士資格・幼稚園教諭免許状に必要な科目を網羅しながら、教養科目を生活学専攻と同じだけ開講することは、時間割上困難な状況にある。

図 3-1 (a) 生活学専攻の科目区分別単位数の割合



(b) 子ども生活学専攻の科目区分別単位数の割合



生活学専攻の全単位数は 132。子ども生活専攻の全単位数 130。図中の科目区分の表記では、「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育の表現技術」をそれぞれ「目的・本質」「対象」「内容・方法」「表現技術」のように略記している。

次に、これらの開講科目に対する学生の履修状況を調べた結果を示す。

表 3-8 生活学専攻の平均取得単位数

	開講単位数	平均取得単位数	取得率
教養科目	30	18.1	60%
生活学専攻科目	16	12.3	77%
その他の専攻科目	88	42.5	48%
計	134	72.9	54%

表 3-9 子ども生活専攻の平均取得単位数（教職に関わる科目の一部を除く）

	開講単位数	平均取得単位数	取得率
教養科目	30	14.0	46.7%
専攻科目	95	93.0	97.9%
合計	125	107.0	85.6%

表 3-8 と表 3-9 は、「生活学専攻」「子ども生活専攻」各専攻に対する、平成 21 年度入学生の教養科目とそれ以外の科目の開講単位数、および各学生の取得単位数の平均をまとめたものである（図 3-1 の開講単位数と異なるのは、入学年度が異なりカリキュラム変更があったため）。全体的に見て、生活学専攻では教養科目の取得単位数が多いのに対し、子ども生活専攻では専攻科目の取得単位数が多い。子ども生活専攻で専攻科目の単位取得率が高いのは、専攻科目のほとんどが保育士資格・幼稚園教諭免許に関わる科目であることから当然の結果である。また、この表のみからはわからないが、子ども生活専攻では教養科目の取得単位数が 14 単位の者が多数を占めている。両専攻とも、教養科目の卒業要件が 12 単位以上なので、学生は最低でも 12 単位を取得しており、14 単位は最低の条件に 2 単位を加えた単位数である。この結果は、保育士・幼稚園教諭免許取得に必要な科目履修のため、教養科目を受講する余裕がないことを表している。また、一学年で取得できる単位数の上限を考慮すれば、致し方ない結果でもある。

教養科目の充実のためには、今後やみくもに科目を増やすのではなく、少ない履修科目数でいかに必要十分な教養教育を提供できるかを考える方が、費用対効果から考えても、効率的で現実的と考えられる。平成 25 年度以降、この節の調査結果を踏まえた教養科目の再編が行われることが望まれる。

### 3-6 その他

本学では、学園内におけるカリキュラムの合理化・統合を図り、教育効果を上げるため、併設の東北生活文化大学との間で、両大学の学生がそれぞれの大学において特別聴講学生として受講し単位を取得できる単位互換に関する協定書を平成 15 年 3 月に取り交わした。平成 21 年度以降の本学からの単位互換協定科目と特別聴講生数について表 3-10 に示した。この表が示すように、提供科目は設定するものの聴講の希望者はいないという状況であった。

表 3-10 大学・短期大学部間における単位互換に関する協定に基づく特別聴講学生

年 度	提供科目名	単位数	履修者数	
			家政学科	生活美術
平成 21 年度	コンピュータサイエンス概論	2 単位	0	0
	マルチメディア I	2 単位	0	0
	画像処理	2 単位	0	0
	コンピュータグラフィックス	2 単位	0	0
平成 22 年度	マルチメディア I	2 単位	0	0
	画像処理	2 単位	0	0
	コンピュータグラフィックス	2 単位	0	0
平成 23 年度	コンピュータグラフィックス	2 単位	0	0
平成 24 年度	コンピュータグラフィックス	2 単位	0	0

### 3-7 課題と展望

本章で述べたように、本学のカリキュラムは、基礎的な学習能力と社会人としての豊かな教養を身につけるための教養教育と、各専攻の教育目標である資格や免許状取得のための科目が網羅されたものである。特に保育士や幼稚園教諭の取得率は高い数字を維持している。しかしながら、本学の教学課程全般に関しては解決すべき課題もいくつかあるので、その展望とともに以下に列挙する。

- ・ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーとの整合性が具体的に説明できているか。

これについては、平成 24 年度内に将来構想検討委員会で協議されており、新しいディプロマポリシーやカリキュラムポリシーが平成 25 年度から施行される予定である。

- ・中学校家庭科教員免許状の課程の廃止に対応した資格取得課程の改編

平成 24 年度、栄養士の資格取得課程の認可を申請し平成 24 年度 3 月に認可された。生活学専攻は食物栄養学専攻に改組され、教育成果としての資格取得の課程は、教員免許状から栄養士へ移行したといえる。

- ・生活学専攻における各種資格に関しては、いくつかの資格で希望者の減少が見られている。学生のニーズを把握し、対応可能で専攻のコンセプトにあった資格支援に絞り、教員全員で指導体制を再構築する必要がある。平成 25 年度の専攻改組後の課題である。
- ・教養科目については、2 専攻間のアンバランスさと開講科目数の非効率性が浮き彫りになった。基礎的な学習能力と社会人としての豊かな教養を身につけるために必要十分な教養科目の選定が望まれており、平成 24 年度、基礎教育検討委員会と教務委員会を中心に協議がなされ改編作業を進めている。
- ・「大学・短期大学部間における単位互換に関する協定に基づく特別聴講学生」はあまり活かされていない。併設の大学の学生も履修科目がたいへん多い状況からみてやむを得ない結果ではあるが、単位互換の意義についても再検討の必要性が迫られている。

## 第 4 章 学習支援

### 4-1 まえがき

本章では、短期大学に求められている学習成果の向上のための学生への学習支援について記述する。学習支援には、「教育方法・教育課程及び教育プログラムの見直し」「学習支援の組織的取組」「施設設備・技術的資源の活用」などが含まれる。本学における学習支援の主な取り組みとしてはFD(Faculty Development)活動が挙げられるが、近年、その他の学習支援体制も整いつつある。4-2節で、学習支援の対象となる学生数の推移と履修状況についてデータを提示したあと、その後の節で、本学で行っている種々の学習支援(FD活動、初年次教育、学習ポートフォリオ、履修カルテ)について述べることとする。なお、4-4節の最後に記述した課題研究は、生活学専攻で開講されている1科目ではあるが、長年教員の組織的協力のもと学生の学習成果を学外で発表してきたものなので、学習支援のひとつとして挙げることにした。

### 4-2 学生数と履修状況

平成21年度以降の、本学の学生数、履修状況、学位取得状況などの資料を表4-1～4-4に示す。表4-1で明らかなように、入学志願者が減少して定員割れを起こしており、そのために学位取得者数(表4-4)も減少している。本学が現在最も深慮しなければならない数値である。

表4-1 平成21～24年度の学生定員と在籍数(各年5月1日現在)

専攻/年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
生活学専攻 子ども生活専攻	現員	51(2)	41(2)	35(5)	22(1)
	現員	113(22)	116(17)	132(11)	130(10)
計	定員	200	200	200	200
	現員	164(24)	157(19)	167(14)	152(11)

\*()内は男子で内数

表4-2 平成21～24年度の休・退学者数

専攻	年 度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		休学	退学	休学	退学	休学	退学	休学	退学
生活学専攻 子ども生活専攻		1	1	1	0	0	2	0	1
		6	8	0	0	0	3	1	2
計		7	9	1	0	0	5	1	3

表4-3 各種授業の開講数と履修状況(平成24年度)

専攻	講義		演習		実験・実習	
	開講数	平均受講者数	開講数	平均受講者数	開講数	平均受講者数
生活学専攻	40	6	20	6	11	4
子ども生活専攻	28	51	40	57	2	64

\*課題研究の科目は計算に含めない。

表 4-4 平成 21 年度～24 年度の短期大学士取得者数

専攻／年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
生活学専攻	28 (1)	22 (0)	17 (2)	14 (0)
子ども生活専攻	53 (9)	49 (11)	65 (5)	64 (6)
計	81 (10)	71 (11)	82 (7)	78 (6)

また生活学専攻では、学生が目的を持って履修計画が立てられるように、コースごとに履修の要件を設定し指導している。コース制は、平成 23 年度、それまでの、生活科学コース、生活情報コース、生活デザインコースから、フードエンタテイメントコース、ビジネス情報コース、生活デザインコースに改編された。これらコース別の指導のために、学生便覧とは別に履修表を用意し、必要な単位数の確認をしやすいとしている。学生のコース選択は入学後行われ、希望にあった時間割が設定できるように、入学時のガイダンスで担任を中心として学生に個別指導している。各コースの人数推移を表 4-5 に示す。

表 4-5 生活学専攻コース別人数推移（入学時）

入学年度	平成 21 年度	平成 22 年度	入学年度	平成 23 年度	平成 24 年度
生活科学コース	9	3	フードエンタテイメントコース	6	5
生活情報コース	5	7	ビジネス情報コース	5	0
生活デザインコース	9	9	生活デザインコース	5	1
計	23	19	計	16	6

### 4-3 授業改善活動

平成 20 年度の FD 活動義務化にともない、全学的な FD 活動の一環として授業改善活動を行っている。本学は、平成 18 年度に FD 委員会が発足し、短大教員 2 名と併設の大学の教員 4 名の計 6 名構成で FD 委員会活動を行っている。

毎年行っている FD 活動の一つに、学生による授業改善アンケートの実施と各教員による評価分析がある。平成 20 年度以降は、山形大学が事務局を務めている「FD ネットワークつばさ」による共通書式のアンケート用紙の利用を開始したが、そのことにより学内の FD 委員の業務の軽減とアンケート結果の学内への公開や大学間の連携による FD 活動が行われるようになった。

平成 24 年度の授業評価アンケート実施にあたっては、専任教員は前後期通じて 1 科目以上は必ずアンケートを実施し、またその結果について各教員がアンケート結果についての評価分析のレポートを作成している（非常勤講師については希望者のみ実施）。

また、FD 活動の一つとして、公開授業を実施している。本学及び併設の大学の教員がお互いに授業を公開したり、参加したりすることにより意見交換を行い、授業改善に努めている。公開授業を実施した場合は、その後の意見交換と担当者のコメントを記載した実施報告書を作成している。努力目標として、各教員が年 1 回以上の公開授業の実施と、積極的に授業参観に参加することを掲げているが、諸般の理由により実施や参加できないことも多く、今後の課題である。

上記の FD 活動の内容については、平成 21 年度以降、毎年刊行している「FD 活動報告書」にとりまとめて記載されている。平成 24 年度 FD 活動報告書については、平成 25 年 5 月に刊行している。

このように、個別の授業改善や個々の教員の Faculty Development については継続的に行われてきているが、学科や専攻の教員同士の連携による授業改善や組織全体としての教育の向上などについては、これから検討を進めていく必要がある。

#### 4-4 その他の学習支援

ここでは、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けた学習支援の組織的取組について、「初年次教育」「学習ポートフォリオ」「履修カルテ」「課題研究」を取り上げる。

##### 4-4-1 初年次教育

高校から短大への接続教育である初年次教育は、主として1年次の必修科目であるキャリアアップセミナー（生活学専攻はキャリアアップセミナーⅠ・Ⅱ）で行われている。平成24年度に実施されたキャリアアップセミナーの主な内容は以下の通りである。

生活学専攻：「学習ポートフォリオを使った学習目標設定」「建学の精神と本学の歴史の紹介」「授業を受ける心構え」「自己分析等を通じたキャリアデザイン」「基礎学力の向上」「ブレインストーミング等を利用したコミュニケーション演習」「手紙の書き方」「履歴書・面接・自己PR等就業力アップ」

子ども生活専攻：「学習ポートフォリオを使った学習目標設定」「建学の精神と本学の歴史の紹介」「あいさつや言葉遣い、食事等のマナーアップ」「一般教養」「漢字・文章指導」「性教育」「手紙の書き方」「履歴書・面接・自己PR等就業力アップ」

このように、キャリアアップセミナーにおいては、本学の建学の精神や歴史について理解し、その上で短大における学習および卒業後の将来に結びつく学習支援を行っている。また、専攻の専門性も考慮した基礎学力の向上も目指している。これは5-4節で述べる入学前教育と連動した内容となっている。

##### 4-4-2 学習ポートフォリオ

学習の目標設定と学習過程の振り返りを促進するため、平成23年度より学習ポートフォリオの導入を基礎教育検討委員会で検討し、平成24年度の入学者に対し導入した。記入はキャリアアップセミナーの時間を利用した。学生に説明している学習ポートフォリオの趣旨は以下の通りである。

- (1) 学習目標とその実現のための対応策を考えることにより、学生生活の充実を図る。
- (2) 学習目標を将来と関係させながら設定（「現在を将来への投資としてとらえる」）する。
- (3) 自分の学習の振り返りと目標達成度の自己評価を行うことで、自分の成長を記録する。
- (4) 大学在学中や卒業後の自己分析として使用する（就職活動、就職後の活用）。
- (5) 大学が提示するカリキュラムや学習指針を理解する。

また、学習ポートフォリオの構成は以下のようになっている。

- ・入学時に4年間（短大は2年間）の目標を設定する。
- ・各 Semester 開始時期にその目標設定と前 Semester の振り返りを行う（Semesterごとに2ページ）。
- ・卒業前に4年間（短大は2年間）の学習の振り返りを行う。

##### 4-4-3 履修カルテ

平成22年度からの教職課程の新カリキュラムにともない新設された「教職実践演習」の科目内で使用する「履修カルテ」を作成することになった。



子ども生活専攻では、平成 22 年度入学生から「履修カルテ」を導入しているが 2 部構成になっており、シート①は履修した科目一覧、シート②は(1)「教員として必要な資質能力の自己評価」と(2)「学習の振り返りと今後の課題」となっている。

シート①については、学生が履修した科目について、その自己評価と実際の成績を記入するものである。初年度である平成 22 年度は、幼稚園教諭二種免許状に関する教科・教職の科目のみに限定して作成し、学生が記入したが、2 年目の平成 23 年度以降については、本学で履修した全ての科目（保育士養成課程の科目やその他の科目）についても同様に記入してもらうことで、幼稚園教諭としてだけでなく、保育士になるための学習や、短大 2 年間を通しての学びについても振り返りを行うことが出来るようにした。

シート②の(1)「教員として必要な資質能力の自己評価」についても、幼稚園教諭だけでなく保育士にもあてはまるような項目や文言を設定しており、学生自身が保育者になるために必要な専門的な知識や技能を修得できているかどうかを確認できるようにしてある。

シート②の(2)「学習の振り返りと今後の課題」は、1 年次と 2 年次の終わりにこれまでの「学習のふりかえり」と「今後の課題」を記入しており、またそれに対して保育・教育実習担当の教員が分担してコメントを記入している。

なお、履修カルテは、1 年次と 2 年次の終わりに学生に記入させており、それぞれ 1 年間を振り返って反省をし、また次の課題を設定するという形にしている。また、2 年次後期に開講されている「教職実践演習」の中で、保育・教育実習後の反省と卒業まで、そして卒業して保育現場に勤めてからの課題を学生毎に明確にすることができるようにしている。

#### 4-4-4 課題研究展・作品展示発表会

生活学専攻の開講科目のひとつである課題研究は、いわゆる「卒業研究」にあたる科目であり、学生は少人数で専任の教員の指導のもと研究や作品制作を行う。課題研究の最終目標は、2 年次の終わりに、制作した作品の展示や研究の発表を学外の施設において行うことである。この展示発表会は、発表を通じた学習成果獲得のための学習支援として機能してきた。なお平成 19 年度からは、子ども生活専攻の学生によるエプロンシアターやお話し手袋（造形の授業で制作したもの）の展示が開始され、平成 20 年度からは、子ども生活専攻 2 年生によるミニステージも披露されるようになり、名称も生活文化学科「作品展示発表会」と改められた。平成 24 年度には、生活学専攻の課題研究展というスタイルにも戻り、フードエンタテイメントコースの授業であるテーブルコーディネートの作品が同時展示となった。

表 4-6 に、平成 21 年度から平成 24 年度までの、発表の概要をまとめておく。

表 4-6 課題研究展（作品展示発表会）の記録 平成 21 年～24 年度

	日時・開催場所	課題研究 履修人数	課題研究の課題名	子ども生活専攻学生による 作品展示等
平成 21 年度	2月24～26日 イズミティー21	28名	被服構成学、染色、シュガー クラフト、西洋文化研究、情 報造形、健康社会学	ミニステージ 作品展示（おはなし手袋、 エプロンシアター、パネル シアター）
平成 22 年度	2月23日～25日 イズミティー21	19名	被服構成学、染色、シュガー クラフト、西洋文化研究、情 報造形、健康社会学、食と栄 養	ミニステージ 作品展示（おはなし手袋、 エプロンシアター、パネル シアター）
平成 23 年度	2月22日～24日 イズミティー21	13名	西洋文化研究、健康社会学、 食と栄養、ポリマーケミスト リー、マルチメディア情報学	ミニステージ 作品展示（おはなし手袋、 エプロンシアター、パネル シアター）
平成 24 年度	2月22～24日 東京エレクトロンホー ル	11名	マルチメディア情報学、情報 造形、ポリマーケミストリ ー、食と栄養、テーブルコー ディネート（課題研究外）	なし

#### 4-5 課題と展望

4-2 節のデータが示すように、入学志願者の減少に伴う定員割れは、本学が最も深慮しなければならない課題である。その原因は生活学専攻の志願者減少であることから、平成 24 年度には生活学専攻の募集停止が決まり、新しく専攻の設立のために栄養士養成施設の認可を宮城県厚生局に申請した。その結果、平成 25 年 3 月に栄養士養成課程としての認可が下り、平成 25 年度より新しい専攻が新設される。新専攻の立ち上げを期に、学生募集状況の改善が期待されている。

4-3 節では、学習支援の主な取り組みとして FD 活動を取り上げた。そこで述べられているように、各教員が FD 活動に取り組む状況は確立されているが、公開授業を行う教員の偏りや、教育力向上のための教員同士の連携がまだ不十分であることなど、いくつかの課題もある。

4-4 節にあるように、本学では、その他の学習支援として「初年次教育の拡充」「学習ポートフォリオ」「履修カルテ」などの新しい取り組みを導入してきた。今後は、その成果を評価し、その内容と方法を改善していく必要がある。平成 25 年度以降のカリキュラムの改編では、併設の大学で 24 年度より先行して行われているスタディスキルズという授業開講が予定されており、短大への導入教育と基礎学力の向上を重点的に目指す予定である。短大における学びを充実させるためには、初年次教育による短大への導入教育とともに、基礎学力の向上も重要と考えられる。その方策は今後も課題となっていくだろう。

なお、4-4-4 で記述した課題研究は生活学専攻の廃止とともに平成 25 年度の生活学専攻 2 年生を以て終了となる。平成 25 年度新設の新専攻では、これに代わる新しい学習成果の評価基準・学習成果の獲得に向けた支援を確立していく必要があろう。

## 第 5 章 学生生活支援

### 5-1 まえがき

本学の学生生活支援に関する組織としては、平成 22 年度まで学生部が中心となりその附属機関として就職相談室が設置されていた。しかし、平成 23 年度から学内の組織改編に伴って、学生部が学生支援室となり、就職支援センターがその附属機関となった。学生支援室には、教職員で構成される学生支援委員会、障がい学生支援委員会、外国人留学生支援委員会、就職支援委員会の 4 委員会があり、それぞれの所掌事項について企画し審議している。中心となるのは学生支援委員会であり、入学式、体育祭、大学祭、学友会活動、学生の安全確保、奨学金、震災支援、就職支援等の学生生活に関する事項を幅広く審議しており、平成 24 年度には 10 回委員会が開催された。審議事項が短大と併設の大学との両方に関わるものであることから、短大と大学の委員が同席して委員会が行われている。

学生支援室及び学生支援委員会の事務を担当するのが学生課であり、課長、主任並びに課員の 3 名で構成されている。

就職支援については、学生課職員が就職支援センターの職務を兼務している。学生就職相談室には、各公所から送付された募集要項や各企業等から郵送された求人票が、短大・大学別、県内・県外別、業種・職種別に整理されて、学生が見やすいように整理されている。また、インターネットに接続したコンピュータが 2 台設置されており、ハローワークの求人の確認等に頻繁に利用されている。しかし、求人での来訪者への対応や履歴書等の個別指導、個別相談などでも常時使用しており、学生就職相談室の拡張が今後の大きな課題である。

学生の健康管理を担当しているのが保健センターである。保健センター委員会は、医師、主任相談員、短大と大学の教員及び学生課職員から構成されている。保健センターとカウンセリング室の 2 室を管理しているが、保健センターは 100 周年記念棟の 1 階で、カウンセリング室は 2 階にある。

大学のユニバーサル化に伴って、短大や大学に入学してくる学生の興味・関心や資質、能力、性格等が多様化している。短大や大学で学ぶ意義を見いだせない学生、良好な友人関係を築けない学生、家族関係に悩む学生などが増えてきているのに対応するため、平成 23 年度に学生相談所が設置された。学生相談所における個別の事案ごとに、担任をはじめとする関係者や関係機関と連携をとって解決に当たっている。

学生支援という観点から、学生支援室、就職支援センター、保健センター、学生相談所が今後一層連携を深めて対応していくことが必要である。

### 5-2 学生生活支援の現状

#### 5-2-1 学生生活の実態と学生生活への配慮

高校生活と短大生活とは大いに異なり、制服や生徒手帳がないことから始まって、授業での選択科目も多く、そのため受験競争からの解放感も手伝って自由を満喫する風潮が強くなる。服装、頭髪、スマートフォンや携帯電話の使用などは、従来の短大生には考えられなかった光景を散見するようになった。これらは本学学生だけの風潮ではなく、全国的な傾向である。このような傾向を踏まえて、学生生活の健全化を促す指導、そして教職員と学生との間の円滑なコミュニケーションを図っている。

#### 5-2-2 学生便覧と担任制度

高校生としての生活からスムーズに短大生としての生活に移行させるために、入学時に「学生便覧」と「学友会誌」とを配付している。特に「学生便覧」には、入学から卒業までに必要な情報が記載されており、学生はこれを参照することで学習、図書館やOA室の利用、サークル活動等の学友会活動、学生生活に関わる活動を混乱なく行うことができる。

また、本学では、専攻ごとにクラス担任を配置し、特に在籍学生数の多い子ども生活専攻では、平成23年度から複数クラス担任制としている。担任は、学生生活を円滑におくり卒業後に適性を活かした職業に就くことができるよう個別面談を通して指導・助言を行い、学習上あるいは私生活も含めた生活上の問題があれば積極的に相談に応じるとともに、必要に応じて保健センター、学生相談所、学生課等と連携をとって情報共有を図っている。

### 5-2-3 奨学金

近年の低迷している経済情勢の影響を受けて、日本学生支援機構の奨学生数が増加傾向にある。平成21～24年度の奨学生の推移は、表5-1のとおりである。短大在学生の半数以上が奨学生であるという現状である。貸与型の奨学金であり、卒業後は返済の義務が生じることになるが、学生の勉学を経済的に支えている貴重な奨学金である。

表5-1 平成21～24年度 日本学生支援機構奨学生の推移（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第一種奨学金	9	9	13	24
第二種奨学金	58	70	79	57
合計	67	79	92	81

また、平成24年度から三島学園同窓会の全面的な支援を受けて、三島学園香風会奨学制度が創設された。新入学生学業奨励金は、奨学金の給付を希望する学業成績の優秀な1年生2名に対して年額25万円を支給するものである。在 student 学業奨励金は、奨学金の給付を希望する学業成績の優秀な2年生1名に対して年額12万円を支給するものである。いずれも返済の義務はないことから、初年度は多くの学生からの応募があった。

### 5-2-4 健康管理および精神衛生

#### (1) 保健センター

保健センターでは、年度初めに定期健康診断を行い、基準範囲外の学生に対して医療機関を受診するように勧めて、学生の健康保持増進に努めている。学生の不慮の事故や疾病に対しては、応急処置を施したり、暫時安静にさせるなどの対応をとっている。その他、献血を奨励したり、禁煙希望の喫煙者に禁煙パッチを渡したりするなどの啓蒙活動を積極的に行っている。

保健センターの利用状況は、表5-2、表5-3に示すとおりである。表5-2によると、保健センターを利用する件数は、近年減少傾向にある。目的別では、感冒や頭痛など内科的処置を必要として来室する学生が多く、擦過傷や打撲などの外科的処置を必要とする延べ学生数を上回っている。また、表5-3によると、2年生になると保健センターに来室する学生が減少する。これは、特に子ども生活専攻で2年生では保育所実習や幼稚園実習等の学外実習が多くなることと関連しているのかもしれない。

保健センターの重要な業務として、学校保健法に基づく学生の定期健康診断があるが、表5-4に示しているように、受診率は極めて高い。保健センターの積極的な働きかけや担任の指導によるものと考えられる。

定期健康診断の基準範囲外の状況については、表5-5のとおりである。

表 5-2 平成 21～24 年度 保健センター目的別利用状況（単位：件）

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
応 急 処 置	内 科 的 処 置	感冒	64	37	10	16
		頭痛	27	14	1	4
		腹痛	13	5	0	5
		胃部不快	14	4	1	7
		下痢	3	5	5	0
		生理痛	6	8	12	12
		その他	12	5	20	33
		内科計	139	78	49	77
	外 科 的 処 置	擦過傷	12	18	8	5
		創傷	2	6	1	2
		打撲	4	7	2	4
		捻挫	7	8	4	10
		熱火傷	5	2	2	1
		筋肉痛	2	5	1	1
その他		1	0	0	0	
外科計	33	46	18	23		
その他	33	44	2	4		
測 定	10	3	4	1		
合 計	215	171	73	105		

表 5-3 平成 21～24 年度 保健センター専攻・学年別利用状況（単位：件）

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
生活学専攻 1 年	48	44	27	4
生活学専攻 2 年	47	36	4	16
子ども生活専攻 1 年	127	62	26	26
子ども生活専攻 2 年	41	56	15	59
その他	1	0	1	0
合 計	264	198	73	105

（平成 21・22 年度は健康相談件数を含むため、表 5-2 と表 5-3 の合計は一致しない）

表 5-4 平成 21～24 年度 健康診断受診率

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学生総数（人）	164	157	167	152
受診対象者数（人）	162	157	167	152
受診者数（人）	161	157	166	151
受診率（％）	99.4	100.0	99.4	99.3

表 5-5 平成 21～24 年度 健康診断結果

年 度	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	受診者	基準範囲外		受診者	基準範囲外		受診者	基準範囲外		受診者	基準範囲外	
血圧測定	161	1	0.6%	157	5	3.2%	166	0	0.0%	151	0	0.0%
尿蛋白	160	2	1.3%	151	2	1.3%	164	5	3.0%	148	0	0.0%
尿糖	160	1	0.6%	151	0	0.0%	164	0	0.0%	148	0	0.0%
尿潜血	160	6	3.8%	151	2	1.3%	164	0	0.0%	148	2	1.4%
胸部X線	161	19	11.8%	157	8	5.1%	166	6	3.6%	151	0	0.0%
心電図	78	2	2.6%	85	5	5.1%	82	8	9.8%	72	5	6.9%
心音図	78	0	0.0%	85	0	0.0%	82	0	0.0%	72	0	0.0%
白血球	161	17	10.6%	157	14	8.9%	166	10	6.0%	151	14	9.3%
貧血	161	7	4.3%	157	7	4.5%	166	9	5.4%	151	8	5.3%
総コレステロール	161	36	22.4%	157	33	21.0%	166	33	19.9%	151	39	25.8%

(2) カウンセリング

100周年記念棟2階にカウンセリングルームが設置されており、保健センターの主任相談員が部屋を管理するとともに、学生の不安や悩み等に対応している。

表 5-6 に健康相談状況を示した。平成 24 年度から件数が急増しているのは、保健センターでのカウンセリングだけでなく、針生准教授が対応した相談件数も含んでいるためである。平成 23 年度以前は、当該学生にとって深刻な悩み等の場合にカウンセリングを受けていたのであって、短大の学生にとっては針生准教授の存在が極めて大きいことがわかる。青年期にある学生だけに、対人関係や学生生活に関わる相談が多い。

表 5-6 平成 21～24 年度 健康相談状況（単位：件）

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
心理性格	0	0	0	4
対人関係	20	6	16	16
心身健康	5	7	2	30
学生生活	13	12	6	148
その他	11	2	0	42
合 計	49	27	24	240

(3) キャンパス・ハラスメント

学生が、個人として相互に尊重され、性的な嫌がらせや教職員と学生との間の上下身分関係のない環境で学習・研究や諸活動に励むことができるようにするために、「学生便覧」に『キャンパス・ハラスメントに関して』として、大学のあるべき理念と万が一キャンパス・ハラスメントの被害にあった場合の対応方法を掲載している。また、平成 24 年 4 月に教職員対象のハラスメント講演会を開催して、研修に努めている。

### 5-2-5 留学生

平成 21～24 年度に、留学生は在籍していない。しかし、入学試験に私費外国人留学生試験が設けられており、また学生支援室に外国人留学生支援委員会が設置されていて、支援・相談業務にあたることになっている。

### 5-2-6 学友会

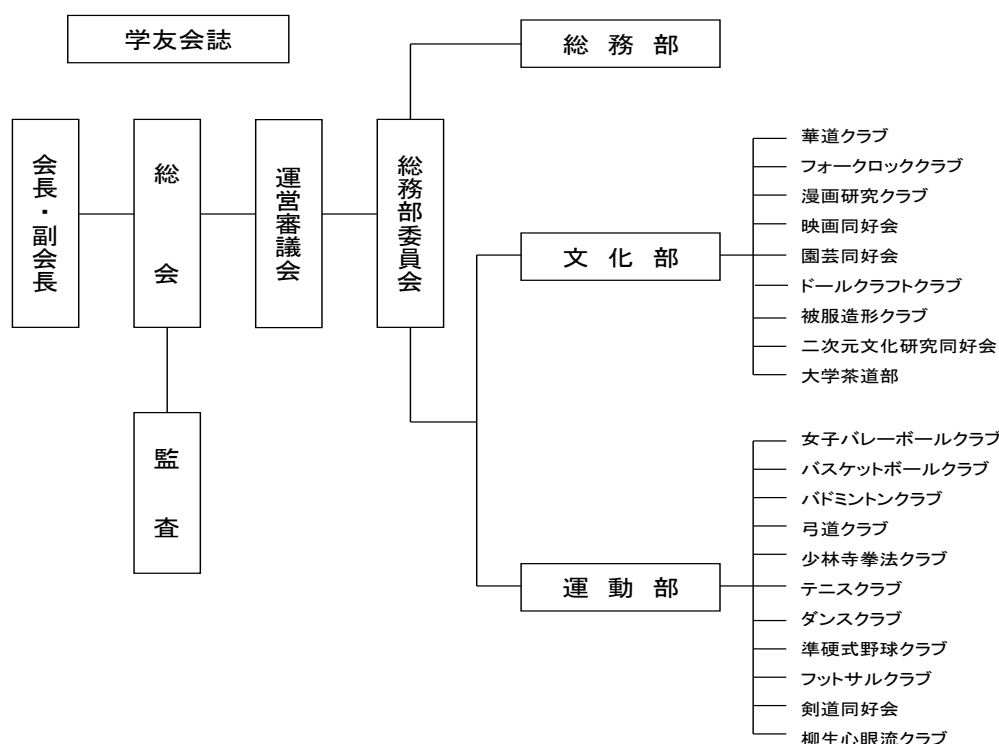
#### (1) 組織・運営

学友会は、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部学友会」と称し、両大学の全学生及び教員をもって組織され、会員相互の親睦を図ることを目的としている。会長には学長があたり、運営審議会、総務部委員会ならびに総務部が全般の企画運営にあたり、総務部、文化部ならびに運動部が常時活動している。毎年 1 回の総会が最高議決機関であり、諸事項が審議され決定される。

#### (2) 文化部・運動部

学友会では、組織図のように、総務部、文化部 9、運動部 12（同好会を含む）が活動しており、東北地区大学総合体育大会等に出場して活躍している。しかし、平成 23 年度の東北地区大学総合体育大会が東日本大震災により全面的に中止となり、その影響もあって一部を除いて運動部の活動が低調になってしまったように思われる。

学友会組織図



#### (3) 学友会関連行事

文化部・運動部の活動のほかに、4月のウェルカムパーティー、5月の花見、6月の体育祭、7月の七夕祭り、10月の大学祭とファッションショー、12月のクリスマスパーティーと、総務部ならびに各実行委員会が企画運営する多くの行事が、学生の積極的な参加もとに行われている。

さらに、学友会活動とは直接関係しないが、平成 24 年度からそろいの T シャツでオープンキャンパスの

重要な戦力として役割を果たしており、学友会執行部はきわめて多忙になってきている。

#### (4) 施設利用

平成 23 年の東日本大震災で短大体育館が危険建造物として取り壊された。その結果、室内競技の運動部の練習場が大学体育館だけになったが、各部で曜日を調整しながら使用している。

なお、新短大・高校体育館が平成 24 年 12 月に竣工しており、主に高校体育館として利用されている。

### 5-3 進路指導の現状

#### 5-3-1 就職指導

1 年次からのキャリア形成教育が重要であるとの共通理解から、キャリアアップセミナーを教育課程上に設け、社会人になるための基礎的な知識やマナー等を身につけさせている。教員がチームを組んで指導しているため、集団指導と個別指導を同時に組み合わせて指導している。

一方、就職支援センターでは平成 23 年度までは月一度程度で土曜日に就職ガイダンスを実施し、就職活動を開始するにあたっての心構え、社会人講話、就職試験時の身だしなみやマナーについての講習会、就職内定を獲得した先輩の就職活動懇談会などを開催していた。平成 24 年度から、大学 3 年生の就職ガイダンスが「キャリアサポートⅠ」として、大学 4 年生の就職ガイダンスが「キャリアサポートⅡ」として時間割に位置づけられたことから、就職ガイダンスの回数を増やすことができ、系統的な就職指導が可能になった。そのため、短大の生活学専攻 1 年生が、必要に応じてキャリアサポートⅠを受講し、キャリアアップセミナーとの相乗効果が期待されるようになった。

また、平成 24 年度から仙台学生職業センターの職員が週一度半日滞在して、学生のキャリア・カウンセリングに応じるシステムができた。

なお、短大において中学校教諭二種免許状（家庭）の取得を可能にしていたが、教員採用試験の受験者がほとんどいないことと二種免許状での採用がきわめて困難であることから、平成 24 年度から家庭科の教職課程は廃止した。

#### 5-3-2 進学指導

本学から大学への編入学や専門学校への進学を希望する学生が近年増加する傾向にある。編入学では併設の東北生活文化大学への編入学が多いが、他大学への編入学者もいる。

専門学校では、福祉関係やビジネス関係の学校への進学者が目立っている。大学編入学、専門学校の入学案内が就職支援センターに数多く送付されており、学生の進路選択に役立てられている。

#### 5-3-3 就職状況

平成 20 年のリーマン・ショックで、短大生・大学生の就職状況はきわめて厳しくなり、“就職氷河期の再来”ともいわれるようになった。近年、就職状況はやや回復傾向にあるといわれているが、依然と比較して厳しい状況にあることに変わりはない。

平成 25 年 3 月卒業生から、卒業前年度の 12 月から就職活動が開始されるようになり、それまでの短大生よりも就職活動の開始が 2 カ月遅くなった。



表 5-7 キャリアサポートによる就職支援スケジュール（平成 24 年度）

短大 1 年次	準備期間	4 月 ↓ 11 月	キャリアサポート I ・ 自己理解セミナー ・ 就職活動概況説明 ・ インターンシップの紹介 ・ 就職適性検査 ・ 就職模擬試験（希望者） ・ リクルートファッションセミナー ・ マナーセミナー ・ 履歴書とエントリーシートの書き方
	活動期間	12 月 ↓ 3 月	キャリアサポート I ・ 就職内定者報告会 ・ 東京就職活動バスツアー（希望者） ・ 進路希望調査及び個別面談
短大 2 年次	活動期間	4 月 ↓ 6 月	キャリアサポート II ・ 卒業生の就職状況分析 ・ 就職活動環境の確認
		7 月 ↓ 9 月	キャリアサポート II ・ 就職未内定者指導セミナー ・ 内定後の諸手続き指導
	整理・報告	10 月 ↓ 3 月	未内定者対策セミナー ・ ハローワークとの個別面談

#### 5-3-4 就職決定状況

表 5-8 は過去 4 年間の進路状況であり、表 5-9 は同じく過去 4 年間の業種別就職状況である。

生活学専攻は、就職希望者のうち 70% 台から 80% 台の就職決定率である。取得した専門の技能や技術を生かす求人が少なく、不満足な職種に就かざるを得ない学生もいる。また、地元就職志向が強く、しかも事務職が少ないことから、不満足な就職になっている学生もいる。本学の学生の特質として、自信のなさや積極性の欠如などから、厳しい就職戦線に対応しきれず、結果的に家事手伝いなど未就職者になる学生もいる。

一方、子ども生活専攻は、ほぼ 100% の就職決定率である。保育士不足という社会的な背景があるため、県内・県外（首都圏）ともに卒業直前まで求人があり、生活学専攻とは異なる就職状況である。

表 5-8 平成 21～24 年度 進路状況（各年度 5 月 1 日現在）

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		生活学	子ども生活	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活
卒業者		27	53	22	49	16	65	14	64
就職	希望者	23	46	12	43	11	62	12	62
	決定者	17	46	10	43	8	60	11	62
	未定者	6	0	2	0	3	2	1	0
	決定率	73.9	100.0	83.3	100.0	72.7	96.8	91.7	100.0
進学		1	1	2	0	3	2	0	0
家事手伝等		3	6	8	6	2	1	2	2

表 5-9 平成 21～24 年度 就職状況（各年度 5 月 1 日現在）

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活
公務員	1	1	0	0	0	0	0	2
金融機関	2	0	1	0	0	0	1	0
幼稚園教諭	0	8	0	15	0	16	0	13
保育士	0	34	0	26	0	44	0	40
福祉施設	0	3	0	1	0	0	0	4
アパレル	2	0	2	0	3	0	1	0
小売業・卸売業	1	0	1	0	2	0	1	0
食品・サービス	9	0	6	1	2	0	8	3
製造業	1	0	0	0	1	0	0	0
家業等	1	0	0	0	0	0	0	0

## 5-4 入学者に対する支援

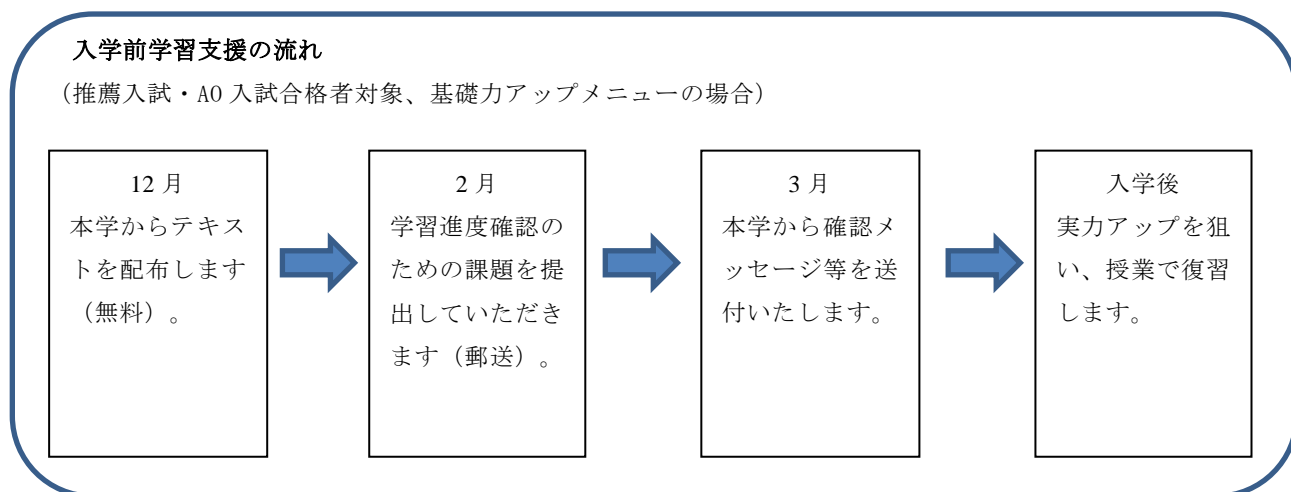
入学予定者に対する支援として、入学前学習支援と入学後の事後指導があげられる。

### ○入学前学習支援について

本学の入学前学習支援は、A0 入試の導入以後、A0 入試合格者に対し作文や新聞の文章の書き出しの提出を求めることから始まったが、近年では、基礎学力を入学前から向上させるため、日本語に関するワークブックを一般入試受験者以外の入学予定者に郵送するなどしていた。平成 23 年度に基礎教育検討委員会が設置されて以降、併設の大学と統一的な入学前学習支援が検討され、平成 25 年度の入学予定者に対しては、入学後の充実した学習のための「基礎力アップメニュー」と、短期大学部の教育内容を考慮した「学科・専攻別メニュー」の 2 つのメニューが実施された。

図 5-1 に、推薦入試・A0 入試合格者対象の基礎力アップメニューに関するスケジュール概要を示す。この図にあるように、入学前課題の学習は入学後の指導とセットで実施されている。

図 5-1 平成 25 年度入学者対応の入学前学習支援の例



配布したテキストは、「国語テキスト」「数学テキスト」「英語テキスト」の 3 種類である。時期は異なるが一般入試の合格者に対しても同じテキストを郵送し、入学後の学習に備えるように促した。これら基礎力アップメニューに加え「学科・専攻別メニュー」として、専攻共通に作文の課題、食物栄養学専攻の入学予定者には基礎化学の通信講座(有料・希望者のみ)を、子ども生活専攻の入学予定者には、ピアノ課題として全員に楽譜を配布し、希望者には入学前に本学での「ピアノレッスン」を実施した。

## 5-5 課題と展望

### 5-5-1 学生生活

学生支援室と学生課は、本学並びに併設の東北生活文化大学の併せて約 570 人の学生を対象に、学生生活全般の指導に当たっている。日常の学内における生活指導、交通指導、学友会主催の各種行事の支援、そして駐車許可証、通学証明書、学割証の発行、健康診断書や推薦書等の就職活動に必要な書類の発行、求人票をはじめとする就職情報の提供、体育館や屋根付き休息所等の各種校内施設の使用許可、集会届、旅行届、住所変更届、紛失物・遺失物処理等、多岐にわたっている。

新入生に「学生便覧」を配付し、2年間の学園生活全般について指導し、新入生対象に「生活安全講話」や「薬物乱用防止講話」、自動車・バイク通学希望者に「交通安全講話」を実施している。学生は、これらのルールやマナーを遵守しているが、時折違法駐車や違法駐輪等が見受けられる。

課外活動のための組織として学友会が中心となって活動しており、体育祭や大学祭のような大きな学園行事は実行委員会を組織して運営されている。しかし、大学祭に大部分の学生が参加しているかという点、全体的に参加状況が活発であるとは言い難い。各クラブや同好会活動にいたっては、平成 23 年の東日本大震災による各種競技会の中止等の影響もあって、一部の学生の活動にとどまっており、幅広い人間形成の観点から、より多くの学生の参加が望まれる。

経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金が中心であり、年々利用学生数が増加している傾向にある。しかし、卒業後の返還率は全国平均よりも低く、返還した奨学金が後輩の貴重な奨学金として利用されるという意義を強調する必要があるのかもしれない。

健康管理については、年度初めに全学生対象の健康診断が行われ、日常的には担任との連携のもとに保健センターによる健康指導が行われている。近年、メンタル面での対応が求められる場面が多くなり、主任相談員だけではきわめて多忙な状況である。その意味で、教育相談を専門とする針生准教授の存在は大変大きく、学生の相談できる対象が複数あるということが重要である。

### 5-5-2 就職状況

近年の学生は一般に就職活動に積極的に取り組む学生と、いつまでも自分の興味・関心を理解できなくて就職未定のまま卒業してしまう学生との、二つのタイプに分かれるといわれている。残念ながら、本学においても学生の二極化が顕著になりつつあるように思われる。

学生就職相談室に積極的に足を運んで求人票を丹念に調べながら就職支援センター職員にいろいろと尋ねていく学生もいれば、ほとんど求人票を見ることもなく卒業していく学生もいる。後者のタイプの学生に対しては、職業意識を確立させることが今後一層重要な課題である。就職支援センターとしては、入社試験に対応できる基礎学力、マナー等の一般常識、志望動機や自己の適性について明確に話したり書いたりできるコミュニケーション能力の育成もさることながら、働く意義を認識させる必要がある。そのためには、ボランティア活動やインターンシップ等の活動を通して、自己理解を深めるとともに自己確立に努め、職業を通して自己実現を図るよう意識の醸成を図ることが大切である。

学生課及び就職支援センターでは、今後とも多くの情報を提供し、学生の自己啓発はもちろんのこと、進路意識の確立の面でも個々の面接指導に力を注ぎ、進路相談により重点を置くよう、学生に対するサービスの充実に努めたい。

1. 学校法人三島学園(以下「本学園」という。)においては、憲法、労働基準法及び男女雇用機会均等法等の精神に則り、本学園が設置する大学、短期大学部、高等学校及び幼稚園、保育園の教職員、学生、生徒及び園児が個人として相互に尊重され、「キャンパス・ハラスメント」のない、明るく健全な環境で所定の就労する権利、また、研究・学習等を遂行する権利を保障する。
2. このガイドラインに掲げる「キャンパス・ハラスメント」とは、就労上または就学上等の関係の立場を利用した重大な人権の侵害行為で、セクシャル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメントを指す。
3. セクシャル・ハラスメントとは、以下の事項を含む「性的嫌がらせ」を意味する。
  - ① 個人的な性的要求に服従するかしないかにより、人事や労働条件に影響を及ぼしたり、指導上の便宜の提供や成績の評価等に影響を及ぼすこと。
  - ② 相手が望まないにもかかわらず、次のような行為を行うこと。
    - ア) 就労上の権利の行使、便宜供与等を条件として、性的な働きかけをすること。
    - イ) 就労に関係づけて、性的な関心を相手に示すこと。
    - ウ) 執拗に交際を求めたり、性的な行為に誘ったりすること。
    - エ) 身体的な接触を図ったり、性的な関係を強要すること。
    - オ) 相手の服装や行動に性的表現を求めること。
  - ③ 職場または教育環境を、性的な言動や性的な掲示物によって不快感を持たせること。
  - ④ 教職員及び学生等が、次に掲げるような行為等によって相互間でハラスメントを行うこと。
    - ア) 正常な就労または研究・学習等の過程で、その場には関わりのない性的な話題(相手の性的魅力、自分が抱いている性的な関心等を含む)や行動を行うこと。
    - イ) 相手の身体へ一方的に接近・接触すること(じろじろ眺める、眼で追う、頭・頬・肩・背中・腰など身体の一部に意識的に触れる等の行為を含む)。
    - ウ) 他の者が不快感を持つような性的な話題や行動で正常な雰囲気壊すこと(性的または下品な冗談を言う、複数の者で性的なからかいをする、職場または教室等に性的な絵・写真・文章等を貼ったり、それらを見ることを強要する、懇談会等で集団で卑猥な行動をする、性的な冗談やからかいを継続的に行う、相手が不快感を示してその場から離れようとするのを妨害する等の行為を含む)。
    - エ) 性一般についての蔑みを表明すること(性格・能力・行動・傾向等について劣っていると、望ましくないと断定すること、権利を主張する女性は性的魅力に乏しいというような一方的見解を表明すること、異性の主張や意見をその人の魅力と結びつけて評価したりすること等を含む)。
    - オ) 特定の人の性に関する風評を流布したり、異性間の性的魅力を比較したり、そのいずれかを悪く言うこと等。
4. アカデミック・ハラスメントとは地位、権力関係を利用して不当で差別的な扱いをする行為である。
  - ① 教育あるいは勤務上の上下関係を利用して、人事や労働条件に影響を及ぼしたり、指導上の便宜の提供や成績の評価等に影響を及ぼすこと。
  - ② 就労上の権利の行使、便宜供与等を条件として、嫌がらせや新旧・進学、卒業、採用、昇進に関わる差別や不公正な取り扱いを受けること。
5. 大学、短大、高校、幼稚園、保育園および事務局の各所属長は、それぞれが管理する部門において、キャンパス・ハラスメントが起きることを防止するため、教職員および学生等に対する啓発指導を徹底するとともに、それが起きた場合、またはその恐れを察知した場合には、速やかに調査機関を設置して、その事実を調査するなどの適切な処置を講じなければならない。
6. キャンパス・ハラスメントに関わる相談や苦情を受け付ける相談窓口については別に定める。

6. 附則

- (1) 本ガイドラインは平成10年10月1日から施行する。
- (2) 本ガイドラインは「「性的嫌がらせ」の防止に関するガイドライン」の題名を変更して平成19年4月1日から施行する。

以 上

## 第 6 章 教育組織と教育研究活動

### 6-1 まえがき

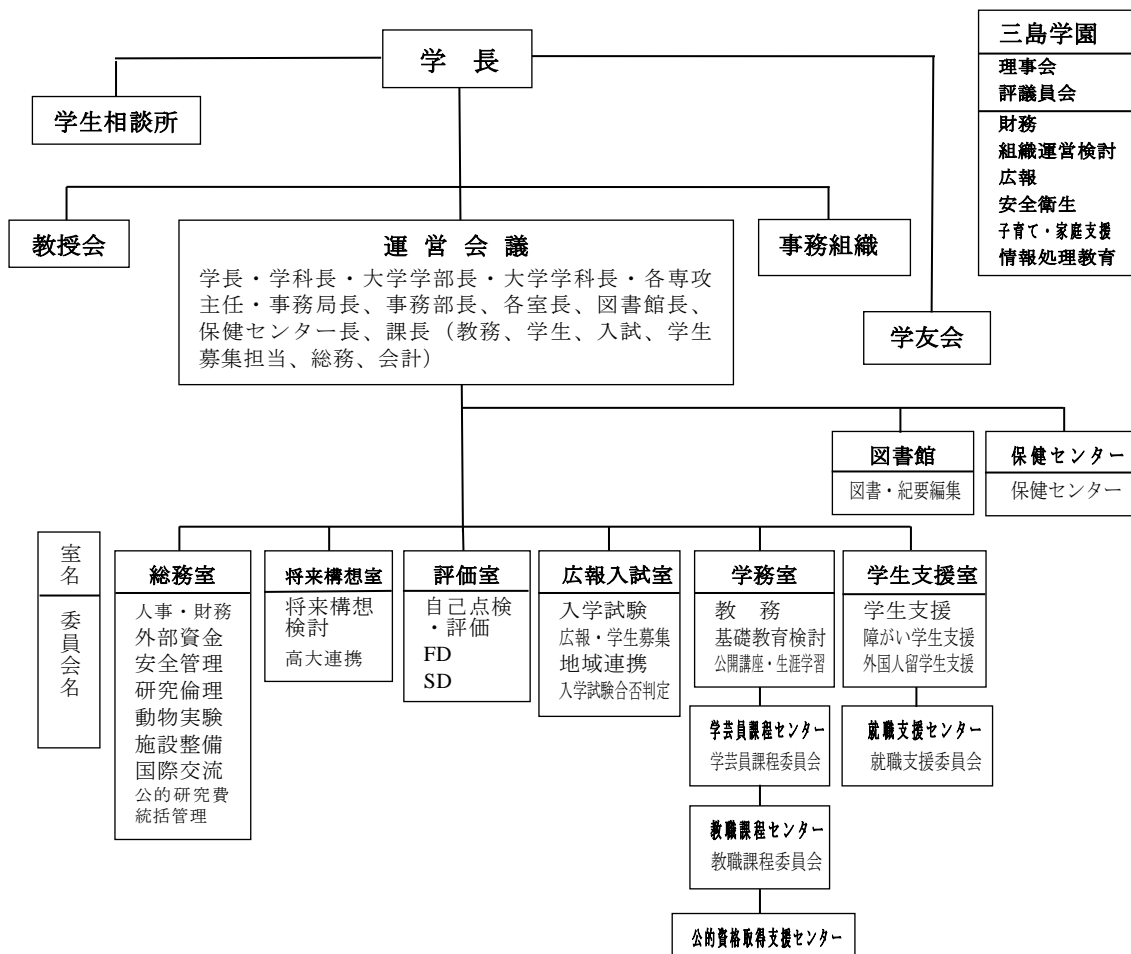
教育運営体制の効率化を図り、運営体制は平成23年度に大きく変更された。主な変更点は、これまで独立に運営されていた各種委員会を、総務室、将来構想室、評価室、広報入試室、学務室、学生支援室の各室の下に設置することにあるが、詳細は前号である第4号2章と本章を比較されたい。また前号では、教育研究活動として教員ごとの業績をまとめていた。しかし、組織全体としての研究活動の評価が外部評価で必要となることや冊子の縮小化を考慮して、本号6-3節では、学科全体の論文・学会発表の総数を示すこととした。ただし、論文執筆以外の研究・教育の諸活動については、その内容が多岐にわたることから、個人ごとに業績をあげた。なお、個人単位の研究業績は本学のホームページに公開されており、随時閲覧できる。

### 6-2 教員組織と運営

本学は1学科だけの組織なので、1大学として管理運営を円滑に行うことは難しく、併設の東北生活文化大学との協調、協同のもとで管理運営も教学も行われている。学長は現在併任としており、事務組織も各種委員会も共同の形をとって、運営面の効率化を図っているが、本学と併設の大学それぞれの責任体制には常に十分に配慮している。教員組織の最高責任者は学長であり、審議・意思決定機関として教授会と、その審議のための調査・立案機関として各種委員会がある。概略を図6-1に示す。

図 6-1 東北生活文化大学短期大学部運営体制（東北生活文化大学と共通）

平成 25 年 3 月 1 日現在



#### (1) 学長・学科長

学長は「東北生活文化大学短期大学部学長選任規程」により理事会において選考される。生活文化学科長は理事会の議を経て理事長が任命している。

#### (2) 教授会

教授会は「東北生活文化大学短期大学部教授会規程」およびその「了解事項」によって運営されており、学長、専任の教授、助教授および講師によって構成され、毎月1回（毎年8月を除く）開催されている。

#### (3) 各種委員会

本学の運営に関わる事項はほとんどが東北生活文化大学短期大学部と東北生活文化大学に共通している事項が多いので、各種委員会は両大学に共通のものとしている。次の表2-1に示した委員会が円滑に運営されている。

#### (4) 教員組織関係の規程と教員人事

##### ① 教員組織関係の規程は、次の6規程である。

「東北生活文化大学短期大学部学長選任規程」

「東北生活文化大学短期大学部教授会規程」およびその「了解事項」

「東北生活文化大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」

「東北生活文化大学短期大学部教員選考規程」

「東北生活文化大学短期大学部教員資格審査委員会規程」

「東北生活文化大学短期大学部教員資格基準」

##### ② 教員人事

教員の新規採用および学内の昇任人事は「東北生活文化大学短期大学部教員選考規程」、「東北生活文化大学短期大学部教員資格審査委員会規程」、「東北生活文化大学短期大学部教員資格基準」により行われている。具体的には、採用については学長が委員長及び4人以内の委員から成る教員選考委員会を設置し、教員採用の条件を付して同委員会に選考を付託し、同委員会は、公募、推薦依頼等により候補者を募り、選考して学長に報告する。その後、学長、学科長及び教授で構成する教員資格審査委員会の資格審査並びに教授会の議を経て、理事長に上申し、理事会の議を経て決定されている。

学内の昇任人事は、教員の教育と研究面での実績をもとに学科長から学長に申請し、教員資格審査委員会の資格審査並びに教授会の議を経て、理事長に上申し、理事会の議を経て決定されている。新規採用の場合、最近では公募の方式が多く取られるようになった。

#### (5) 科内連絡会議

教員組織としての審議・意思決定機関は教授会であるが、教授会における審議事項について調査・立案する各種委員会における学内の教務、学生等関係の予備的審議機関として本学全教員による科内連絡会議が頻繁に開かれ、実質的な連絡協議が行われている。



### 6-3 研究活動

ここでは、本学の教員の研究活動を、研究業績、研究費受託、著書、それ以外の特記すべき事項に分類し記載する。

#### 6-3-1 研究業績

表6-1は、平成20(2008)年から平成25(2013)年3月までに本学教員が公表した研究論文を集計したものである。この表が示すように、国内外の学術雑誌への投稿は定期的に行われている。また、表6-2に、本学教員による学会・国際会議発表（ポスターを含む）件数の年次推移を示す。国内の学会発表に加え、国際会議における発表も盛んに行われている。特に、国内学会の発表件数は、教員数を考慮すればたいへん多い数字である。表6-3は、本学教員による特許取得件数の年次推移を示す。実際には特許権を取得している教員は限られてはいるが、ここ数年、積極的に特許取得が行われていることがわかる。

表6-1 本学教員が発表した研究論文数の推移（平成20年度～平成24年度）

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計	
(査読付) 国内雑誌	単著	0	1	1	0	0	2	
	共著	第一著者	3	1	0	2	1	7
		連名	0	0	1	1	0	2
(査読無) 国内雑誌 ・紀要等	単著	2	1	2	5	2	12	
	共著	第一著者	3	3	6	4	4	20
		連名	1	4	4	3	3	15
(査読付) 国際誌	単著	1	1	1	1	2	6	
	共著	第一著者	0	0	0	0	0	0
		連名	1	1	0	0	0	2
(査読付) 国際会議 proceedings	単著	2	1	5	4	6	18	
	共著	第一著者	0	0	0	0	0	0
		連名	0	0	0	0	0	0

表 6-2 本学教員による学会・国際会議発表（ポスターを含む）件数推移（平成 20 年度～平成 24 年度）

年度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計	
国内学会 発表	単独	23	21	21	17	25	107	
	共同 発表	演者	3	4	5	5	6	23
		連名	4	5	7	8	6	30
国際会議 発表	単独	2	2	5	5	7	21	
	共同 発表	演者	0	1	2	1	1	5
		連名	0	0	0	1	1	2

表 6-3 本学教員による特許取得件数推移（平成 20 年度～平成 24 年度）

年度		平成 21 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計
単独		0	0	0	2	2	4
共同	第一申請者	0	0	0	0	0	0
	連名	0	0	0	0	0	0

### 6-3-2 研究費受託

研究費の確保は、本学の研究活動における課題となってきた。平成 21 年度以降、下記のような研究費（学内研究奨励金を含む）の受託があった。

ファンド名：平成 23 年度東北生活文化大学・東北生活文化大学部学内研究奨励金  
 研究課題名：大学生の食料備蓄の実態及び非常食レシピの栄養学的評価に関する研究  
 主任研究者：伊藤常久（東北生活文化大学短期大学部）  
 共同研究者：済渡久美（東北生活文化大学短期大学部）

ファンド名：平成 23 年度～平成 25 年度科学研究費補助金  
 研究課題名：中一ギャップのための縦横的ヘルスケアシステムの先駆モデル開発  
 主任研究者：鹿野裕美（宮城大学看護学部）  
 研究分担者：関戸好子、山田嘉明、桂晶子（宮城大学看護学部）、伊藤常久（東北生活文化大学短期大学部）

ファンド名：平成 24 年度（後期）海外派遣援助金（一般財団法人 東北開発記念財団）  
 研究課題名：中国の自然災害に対するリスク回避行動と防災対策（食料備蓄）に関する研究  
 主任研究者：伊藤常久（東北生活文化大学短期大学部）

### 6-3-3 著書

平成 20(2008) 年から平成 25(2013) 年 3 月までに本学教員が公表した著書として以下のものがある（名前順）。

○池田展敏  
 情報社会のデジタルメディアとリテラシー， 小島正美編(2013) ムイスリ出版、第 3 章を担当

○伊藤常久  
10代をめぐる現状と性の学力形成, 数見隆生 編著 (2010) かもがわ出版 (「高校へのアンケート調査から見えてくる問題状況」の章を担当)

○大瀬戸美紀  
社会福祉士シリーズ第14巻「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」, (2009(初版), 2013(第2版)) 弘文堂 (第6章3節、第8章1節執筆)

○済渡久美  
子どもの食と栄養, 林邦夫 他編 (2013) 一藝社 (調理実習の章を執筆)

○三浦主博  
・なぜからはじめる保育原理, 池田隆英、上田敏文、楠本恭之、中原明生、編 (2011) 建帛社 (第5章執筆)

・新訂子どもとかわる人のための心理学, 沼山博、三浦主博、編 (2013) 萌文書林 (編者 第3章執筆)

#### 6-3-4 その他の特記すべき教育・研究活動

平成20(2008)年から平成25(2013)年3月までの本学教員の教育・研究活動に関わる特記事項として、主に、講演、演奏発表等について以下に記す(名前順)。

○朝倉清  
・子育て・家庭支援センターのびのび第10回講座講師 (H21)  
・仙台市社会学級指導者講習会講師 (H20)

○阿部陽子  
・友愛幼稚園親子コンサート出演(平成20年)  
・宮城県芸術協会音楽コンクールピアノ部門予選審査員(平成20、21、25年)

○大坪豊  
・平成11~20年 宮城県小学校教育研究大会音楽研究部会  
音楽教育公開授業及び研究発表、研究演奏等の助言  
・h20 大河原地区小学校教育音楽研究会音楽研究部会  
研究部会試案発表「DTMを利用した音楽教育の試み」Sibelius, Logic を使用して  
・h11~20 宮城県小学校教育研究会視聴覚教育研究部会  
より良い視聴覚教育のあり方についての指導助言  
・h21 9月 白石小学校教諭研修会 講師  
「合唱指導について」楽しい合唱 白石第一小学校 3,4年生(約150名)と5,6年生(約170名)に対する授業及び講義

○菅野修一  
・企業からの招待講演

Impact Behaviors of Novel Radical Initiators: from the Viewpoint of Alkyl Boranes and Ionic Liquids

Shuichi Kanno,

第一回有機材料研究会講演会

株式会社日立製作所日立研究所(茨城県日立市大みか町七丁目1番1号) 20121121(水)

・国際会議における基調講演(表6-2に含まれる)

New Aspects of Ionic Liquids as a Novel Initiator of Radical Polymerization Shuichi Kanno, BOOK OF ABSTRACTS 11th International Conference on Frontiers of Polymers and Advanced Materials, (2011) 128./ (Conference Centre University of Pretoria / Pretoria, South Africa)

・国際会議からの招待講演(以下2件とも表6-2に含まれる)

1. Development and Optimization of Some Kinds of Ionic Liquids as an Initiator of Unique Radical Polymerization Shuichi Kanno, BOOK OF ABSTRACTS IUPAC 7th International Conference on Novel Materials and their

Synthesis (NMS-VII) & 21st International Symposium on Fine Chemistry and Functional Polymers (FCFP-XXI), (2011) C39./ (Fudan University / Shanghai, China)

## 2. Solvent Influences on the Ionic Liquid-initiated Radical Polymerization.

Shuichi Kanno,

BOOK OF ABSTRACTS IUPAC 7th International Conference on Novel Materials and their Synthesis (NMS-VII) & 21st International Symposium on Fine Chemistry and Functional Polymers (FCFP-XXI), (2011) P36./ (Fudan University / Shanghai, China)

### ○土屋葉子

- ・ 仙台市加茂中学校「職場体験に向けての基本的なマナーの習得」講師（平成 24 年）

### ○針生隆

- ・ 中国大連交通大学 集中講義（H24 年度）

### ○三浦主博

- ・ 平成 20 年度仙台市保育士連合会障害児保育担当者研修会 講師 2008 年 6 月 26 日「障害児を持つ保護者の理解と支援について」
- ・ 平成 20 年度全国保育士養成協議会東北ブロックセミナー・シンポジウム シンポジスト 2008 年 10 月 31 日「保育士養成におけるキャリア教育・支援—保育者としての成長に寄り添う—」
- ・ 平成 21 年度仙台市立保育所（福田町・鶴ヶ谷、鶴巻）合同業務研修 講師 2009 年 6 月 6 日「共に育ち合うクラス運営について(1)」
- ・ 平成 21 年度いわき短期大学保育者研修会 講師 2009 年 8 月 9 日「気になる子のいるクラス運営について」
- ・ 平成 21 年度仙台市立保育所（福田町・鶴ヶ谷、鶴巻）合同業務研修 講師 2009 年 11 月 7 日 「共に育ち合うクラス運営について(2)」
- ・ 平成 22 年度幼稚園教諭免許状更新講習 講師 2010 年 8 月 4 日「子どもの変化についての理解」
- ・ 平成 22 年度全国保育士養成セミナー 専門委員会問題提起 話題提供者 2010 年 9 月 15 日「指定保育士養成施設卒業生の卒後の動向及び業務の実態に関する調査報告Ⅱ」
- ・ 第 39 回宮城県保育研究会・話題提供 話題提供者 2010 年 11 月 20 日「保育士養成校卒業生の動向と実態に関する調査報告」
- ・ 第 39 回宮城県保育研究会・シンポジウム シンポジスト 2010 年 11 月 20 日「保育者の資質向上について—保育現場と養成校の連携を通して—」
- ・ 八戸短期大学保育者養成懇談会・シンポジウム シンポジスト 2010 年 12 月 2 日「保育者養成における就職の現況について～これからの展望と課題～」
- ・ 平成 23 年度幼稚園教諭免許状更新講習 講師 2011 年 8 月 20 日「子どもの変化についての理解」
- ・ 平成 23 年度全国保育士養成協議会東北ブロックセミナー・シンポジウム シンポジスト 2011 年 11 月 4 日「保育における新たな学び —保育現場と保育士養成校の共有性を探る—」
- ・ 日本保育学会第 65 回大会 自主シンポジウム シンポジスト 2012 年 5 月 5 日 実践！ホールシステム・アプローチによる園内研修と保育者養成～「対話」と「気づき」を中心とした学びの場づくり～
- ・ 平成 24 年度宮城県保育研究大会 助言者 2012 年 6 月 5 日「全ての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして」
- ・ 平成 24 年度幼稚園教諭免許状更新講習 講師 2012 年 8 月 19 日「幼児期における言葉の獲得（発達）」
- ・ 平成 24 年度泉区社会福祉教育ボランティア学習推進連絡会 講師（ファシリテーター） 2012 年 11 月 16 日「福祉教育・ボランティア学習の推進について考える（ワールド・カフェ）」

#### 6-4 教科外活動

本学教員の教科外教育活動として、他大学への非常勤講師派遣と公開講座、出前授業の状況を、それぞれ表6-4、表6-5、表6-6示す。公開講座は大学と共催で企画・実施し、長年宮城県主催のものを提供してきたが、これに加え平成24年度から本学独自の講座も開設するようにした。いずれの講座も市民の関心は高く、好評である。出前授業は主として高等学校を対象に行っている。当初は併設の高校への派遣が多かったが、他校からの依頼も増えつつある。

表6-4 教員の他大学への非常勤講師応募状況（平成20～24年度）

出 向 先	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
山形大学	1	1	1	1	1
尚綱学院大学	2	1	1	1	1
東北工業大学	1	1	1	1	1
仙台白百合女子大学	1	1	1	1	1
東北文化学園専門学校	1	1	1	1	1
第一学院専門カレッジ					1
計	6	5	5	5	6

表6-5 公開講座実施状況（平成20～24年度）

年 度	テ ー マ	実施期間	日数	講師数	受講者数	備 考
平成20年度	童謡を歌う ～童謡や唱歌を取り上げ、歌うことの楽しさを学ぶ～	9/6～9/14	4	延4	23	宮城県共催
平成22年度	環境と健康 ～21世紀の健康学	9/11～9/18	3	延12	33	宮城県共催
平成23年度	美の断面	10/8～11/19	4	延6	17	宮城県共催
平成24年度	(1) エコ版画 板紙凹凸版 (2) 世界をつなぐ彫刻 (3) ポストデジタル時代の創造について (4) 初心者のための静物デッサン (5) 移動の美術 (6) 食の情報 (7) あなたの食べ方をコンピュータで判断します	12/15 12/15 12/15 12/22 12/22 12/22 12/22	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	24 11 11 22 7 11 15	東北生活文化大学・同短期大学部共催

表 6-6 出前授業の実施状況

年・月	テーマ	講師	対象高校
2010年6月29日	「保育者を目指す人へ」	三浦主博	東北生活文化大学高等学校3年生
2011年7月20日	「保育者を目指す人へ」	三浦主博	東北生活文化大学高等学校2年生
2011年10月19日	「保育者を目指す人へ（1）」	三浦主博	東北生活文化大学高等学校3年生
2011年10月20日	「保育者を目指す人へ（2）」	三浦主博	東北生活文化大学高等学校3年生
2011年10月24日	「保育者を目指す人へ」	三浦主博	相馬東高等学校3年生
2011年10月24日	「保育者を目指す人へ」	三浦主博	相馬東高等学校3年生
2012年11月1日	幼児理解からの出発	山崎敦子	宮城県亘理高等学校2年生
2012年11月1日	やさしい心理学	針生隆	仙台城南高等学校
2012年12月5日	「保育者を目指す人へ」	三浦主博	東北生活文化大学高等学校2年生
2012年12月13日	幼児理解からの出発	山崎敦子	東北生活文化大学高等学校3年生

また、これらの他に、平成 22 年度より、文部科学省戦略的大学連携支援事業遠隔授業システム（主幹校 東北学院大学）へ「コンピュータサイエンス概論」を提供している。

## 6-5 課題と展望

6-2 節に示した通り、本学の教育運営体制は併設の東北生活文化大学との協調・協同のもとで行われている。しかしながら、教員数に比べ委員会数が非常に多いため、各教員は複数の委員会を兼任しなければならず、教員の負担はかなり重い。これは本学の抱える体質的な課題であり、解決は容易ではない。

本学の教員の研究環境は決して恵まれているとはいえないが、各教員は地道に研究を推進し、本学の規模としては相応の成果を収めてきていることは6-3 節が示すところである。文部科学省科学研究費補助金の研究分担等をはじめ、学内外からの研究費の採択もいくつかあった。また、平成 23 年度からは学内奨励研究費の制度が始まり、短期大学部からも1件が採択された。今後も研究面の活性化に努め、地域に開かれた知の拠点として、その社会的な役割と研究を結び付けていくことは、本学の研究面における課題である。

教科外活動として出前授業の実施が増加傾向にあることも注目に値する。研究や教育を通じた地域社会への貢献のひとつとして今後も継続が望まれる。一方で、公開講座は併設の大学が主体となった実施が多いので、地域貢献の観点から短期大学部としても活性化が望まれる。

## 第 7 章 施設・設備および図書館

### 7-1 まえがき

本章では、学生への学習支援において欠かせない施設・設備全般に関する記事を記載する。特に学生への学習支援の中核となっている図書館については独立した節を設け詳しく記述する。

### 7-2 施設設備の現状

本学は、仙台市泉区虹の丘に所在する学校法人三島学園の敷地、108,868 m<sup>2</sup>内に東北生活文化大学及び東北生活文化大学高等学校とともに配置されている。昭和 49(1974)年に仙台市の中央部から移転して建設され、まもなく築 40 年を迎える。現在の大学・短大が占有する主な建物は、1 号館、2 号館、3 号館、4 号館(給食経営管理実習棟・学生食堂)、80 周年棟、売店(みやぎインターカレッジコープ)、5 号館、実験棟、短大棟、体育館、図書館、窯業場、アトリエ、壁画工房、それに主として事務部門が入っている百周年記念棟などとなっている。全体として教育研究に支障のない状況にあるが、次のような課題を抱えている。

- (1) 基本構成である 1~3 号館は昭和 40 年代の建設からまもなく 50 年になろうとしており、老朽化が目立ち、早晩大幅な改善策を考えなければならない状況にある。平成 15 年度、併設大学健康栄養学専攻の新設に際して、4 号館の増改築で対処したが、全体として手狭となってきた。短大棟は平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で甚大な被害を受け、大規模な復旧工事が行われた(第 10 章参照)が、耐震性を確保するにはさらに耐震工事を行って万全を期す必要がある。
- (2) 従来家政学を中心とした教育研究だけを行ってきた大学であるだけに、比較的小規模に、余裕のない建物面積となっている。配電設備を見ただけでも貧弱であり、現在部分的な改善に当たっている状況で、実験系教育研究に適した建物の必要を希望する声は強い。

(施設・設備) 平成 23 年度に生活学専攻のコース編成を変え、フードエンターテイメントコースを新設するにあたり(第 1 章参照)、平成 22 年度に短大棟 1 階ロッカー室、造形室Ⅱを改装して、フードエンターテイメント実習室と談話室を設置した。東日本大震災の影響で完成が遅れたが平成 23 年度から使用している。

平成 24 年度には食物栄養学専攻の新設と生活学専攻の募集停止が決まったため、栄養士養成課程の申請に向けて、短大棟 1 階の調理実習室と染色室を改装して調理学実習室と食生活実習室を設置、3 階のテキスタイル室を整理して第 4 講義室とした。調理学実習室と食生活実習室の工事は主に夏休み期間を使って工事を行い、10 月末に竣工、24 年度の後期から使用を開始した。調理学実習室には、就職先として想定される最近の調理施設が電化されているのに合わせて、IH 調理器具を設置した。食生活実習室は作る場所と食事する場所を分離し、おいしく食事するための食空間の演出を学ぶ場とした。いずれも栄養士として安全でおいしい食事を提供できる実践力を付けるという新専攻の教育の目的に合わせてデザインされた。

また、平成 23 年度から学長主導で教育環境の整備が促進された。その一つとして、教室の視聴覚機器の整備とエアコンの設置が進められた。その結果、平成 24 年度内に短大棟の教室・実習室・演習室のすべてにエアコンと、大型モニターあるいは天吊型の液晶プロジェクタ(並びにスクリーン)が設置された。

## 7-3 図書館

### 7-3-1 組織と運営

図書館は、本学と併設の東北生活文化大学との共通館として運営されている（平成24年5月現在）。

名称	東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部附属図書館
設置形態	大学・短期大学共用館
職員数	図書館長(兼任) 1名、事務職員(司書) 1名、事務補佐員 1名
業務	図書及び雑誌等の受注受入、管理、図書閲覧、貸出、レファレンス、文献複写、研究紀要の編集等
図書委員会	構成：図書館長、図書館職員、大学教員2名(家政学科、生活美術学科各1名)、短期大学部教員1名 任務：購入図書の選定に関する事項、教員の研究・教育用図書に関する事項及び図書館運営に関する事項の協議、その他
施設・設備	現図書館の開館 昭和62年4月 総延面積 660 m <sup>2</sup> ；閲覧スペース 146 m <sup>2</sup> ；書庫 348 m <sup>2</sup> ；事務室 62 m <sup>2</sup> ； その他 104 m <sup>2</sup>

### 7-3-2 蔵書数と年間受入れ状況

- (1) 図書蔵書数：過去10年間の図書の蔵書数は次表のとおりである。年間700～1,500冊を購入しているが、除籍・廃棄した図書があるため前年度と比べ冊数が減少している年がある。冊数の増加に伴って収蔵スペースの余裕がなくなっているが、書庫の増設の計画はないために、今後は役割を終えた図書の除籍・廃棄、CD-ROM化されたものの購入などで対処せざるを得ないものと思われる。

表7-1 蔵書数（平成15～24年、各年度末）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
60,427	61,075	62,571	63,488	64,236
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
65,970	65,870	66,741	67,471	68,369

- (2) 雑誌所蔵種類数：過去10年間の雑誌の所蔵種類数は次表のとおりである。雑誌は一般に一旦購読を開始すると中止は難しく、またある程度長期にわたって継続購入することによって利用価値が高まるものも少なくないので、種類数は増加する傾向にある。しかし、蔵書スペースの確保のために一部の雑誌は廃棄している状況である。

表7-2 雑誌種類数（平成15～24年、各年度末）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
196	191	253	264	264
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
250	224	224	231	233



- (3) 視聴覚資料所蔵数：過去 10 年間の視聴覚資料の所蔵数は次表のとおりである。視聴覚室がないために資料数が増加しても利用については制約を受けている。また、図書館の面積・構造からして今後も視聴覚室を設けることは困難と思われる。

表 7-3 視聴覚資料所蔵数（平成 15～24 年、各年度末）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1,208	1,275	1,299	1,331	1,414
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1,476	1,476	1,548	1,590	1,664

- (4) 年間図書受入数：過去 10 年間の年間図書受入数は次表のとおりである。図書の大部分は事前に各教職員(非常勤を含む)と図書館司書が購入希望リストを提出、図書館長と司書及び図書委員会が検討し購入の可否を決めている。また、学生からの購入希望も受け付けている。購入数が年々増加するのに伴って収蔵スペースに余裕がなくなりつつあるという問題を抱えている。なお、教員の研究費で購入した図書及び雑誌は一旦図書館に登録した後、各教員の研究室に配置することになっている。したがって異動があった場合や使用しなくなった場合は図書館に返却するという形をとっている。

表 7-4 年間図書受入数（平成 15～24 年度）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1,453	1,349	1,795	1,222	748
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
803	623	871	780	945

- (5) 年間雑誌受入種類数：過去 10 年間の年間雑誌受入種類数は次表のとおりである。学科の新設や利用状況、学術研究の動向や学生の教育の状況を踏まえて毎年度購読誌の検討を行い、必要性の高いものを購読するようにして利用の活性化を図っている。

表 7-5 年間雑誌受入種類数（平成 15～24 年度）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
124	123	123	132	127
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
96	100	99	106	95

- (6) 年間視聴覚資料受入数：過去 10 年間の年間視聴覚資料の受入数は次表のとおりである。近年ビデオに代わり CD-ROM や DVD が視聴覚資料として主流となる。視聴覚室がないために、閲覧室の一角で視聴している状況にある。

表 7-6 年間視聴覚資料受入数（平成 15～24 年度）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
69	67	24	32	83
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
62	65	72	42	74

### 7-3-3 利用状況

入館者数は減少傾向が続いている。それは貸出冊数の減少からもうかがうことができ、全国的に問題になっている学生の「読書離れ」「図書館離れ」が本学図書館利用においても現れている。最近では自宅や OA 室からインターネットで各種資料を得る学生が増えていることも図書館利用者数が減っている一因と思われる。また、閲覧室での雑談、携帯電話の使用、館内飲食など、学生の利用マナーが低下してきている。なお、図書館へのエアコン設置が行われ、良好な環境の下で利用できるようになった。

#### (1) 開館時間(利用時間)

- ① 月～木曜日：午前 8 時 50 分～午後 6 時 30 分、金曜日：午前 8 時 50 分～午後 5 時 00 分
- ② 土曜、日曜、祝日及び本学が定めた休日は休館とする。
- ③ 第一・第三木曜日：図書整理のため午前中休館とする。
- ④ 長期休業中：開館するが閉館時間を早める。お盆期と年末年始の数日間は休館とする。

#### (2) 利用規定

##### ① 館内閲覧

すべて開架式。図書を閲覧室で利用する。図書館所蔵の図書、雑誌に限り複写を受け付ける。

##### ② 館外貸出

- (a) 貸出冊数は 5 冊、期間は 2 週間とする。ただし、課題研究論文作成に必要な場合は、期間を 1 か月とする。
- (b) 「帯出禁止」扱いの図書は貸し出さない。
- (c) 視聴覚資料は教職員にのみ貸し出す。
- (d) 図書を破損、紛失した場合は、やむをえない事情があると認められたとき以外は本人が弁償することとする。

(3) 館外貸出冊数：過去 10 年間の図書の貸出冊数は次表のとおりである。平成 20 年度（後期）より図書館システムによる貸出を開始した。次表の冊数は、図書館システムで貸出をした数と、カードによる貸出冊数の合数となっている。教職員には視聴覚資料の館外貸出も行っているため、その冊数も含まれる。

表 7-7 館外貸出冊数（平成 15～24 年度）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
教職員	920	786	1,027	987	922
学 生	3,880	4,562	4,635	4,930	4,627
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教職員	741	1,456	796	1,005	1,230
学 生	3,148	4,645	3,816	1,852	2,717

- (4) 参考業務(レファレンス・サービス)利用件数：過去 10 年間のレファレンスサービス利用件数は次表のとおりである。

表 7-8 レファレンスサービス利用件数 (平成 15～24 年度)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
教職員	40	35	30	50	30
学 生	135	130	300	450	189
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教職員	20	24	45	143	28
学 生	155	230	200	25	70

- (5) 文献複写件数：過去 10 年間の文献複写件数は次表のとおりである。

表 7-9 文献複写件数 (平成 15～24 年度)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
学 内	3,100	3,200	2,000	500	214
学 外	4	1	5	5	3
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学 内	289	363	335	210	246
学 外	74	3	0	2	3

\* 学内の数・・・学内者が学内で行った文献複写件数

\* 学外の数・・・学外者へ提供した文献複写数

#### 7-4 情報教育研究設備

本学の情報教育研究関係のコンピュータ設備は遅れていたが、平成 13 年度に設備の充実に努め、当面教育研究に活用できる程度の整備がなされた状況にある。そして、14 年 6 月に学園内部局から選ばれた委員で構成する「情報処理教育センター」を設置して、学園内の情報処理教育のための施設と機器の総合的な管理運営に当たっている。本学関係の事項をあげておきたい

- (1) 教育研究用設備として、次の 2 室が使用されている。

(1) OA 教室 (百周年記念棟 2 階) 設置コンピュータ 53 台

(2) OA 実習室 (実験棟 2 階) 設置コンピュータ 31 台

ともに講義(演習)に使用されており、講義時間以外は教員と学生の自由な利用に供されている。現在その面での不自由さはない。ただし、利用時間が講義時間と同じなので、講義終了後にも利用できるように利用時間延長の要望が出されている。

- (2) 学内ネットワークは平成 17 年度に設置が完了し、学生、教職員の教育・研究面での活用されている。ただし、コンピュータの技術の進歩が速いためネットワーク機器の寿命より早く陳腐化が起きてしまい、相対的に整備が遅れている状況になっている。

- (3) 図書館業務がコンピュータ化された。貸出業務、蔵書管理だけでなく、蔵書検索がネットワーク上からできるようになった。図書館内で無線 LAN が利用できるようになった。また、地域住民への開放も行われるようになった。

このように、基礎教育面で一応の満足度は得られているが、他大学・短大と比べると施設・設備の整備やサービスの導入が立ち遅れているものも多い。

## 7-5 課題と展望

築 40 年を迎えようとする短大棟は、地震に対する安全性を確保する意味でも建て替えを考慮するべきであるが、建物・施設・設備面での改善策は財政運営に密接に絡むものであり、学園の長期の将来構想として検討されなければならない。しかしながら、在校生が直面している教育環境・福利厚生面での問題については早急に改善する必要がある。施設設備を一定水準に保ち、学生の満足度を確保する努力をしないと、学生募集にも悪影響を及ぼす。

施設・設備は整備がすすめられたものがある一方で、整備・拡充が進んでいないものも多く、次のような問題が検討されている。非常勤講師や学生から要望が寄せられているものもある。

- (1) 短大棟の教室すべてにエアコンが設置されたが、古いエアコンでは能力不足なものがあり、適正な能力のものに交換する必要がある。
- (2) モニターが設置されている教室では、人数によっては見えにくい席ができてしまい、もっと大きいスクリーンが使えるプロジェクタへ交換する必要がある。
- (3) 学生の居場所の確保：授業がない時間に自主学習したり、ちょっとした作業したりできるスペースがあまりない。昼食時に食堂が混雑した時に昼食をとるスペースがないので、いくつかの教室に限定して昼食をとってもいいようにしている。
- (4) 学生ホール・学友会室の整備拡充：現在の学生支援設備は充分でなく、その拡充が必要である。
- (5) 学生食堂の拡充と喫茶室の設置：学生食堂は一応増築されたが、十分なものではない。
- (6) 資料室の整備：本学 100 年の歴史が生産した貴重な資料を整理して管理し、随時公開できる体制を整えたいと考えている。一部「顕彰館」がその役割を担っており、短大棟の一部も「大学・短大資料室」として完備したが、内部の資料整理がいまだ完全ではなく今後の課題である。

また、図書館運営の課題として次のようなことが挙げられる。

- (1) 図書館資料のデータ化：本学では、図書資料のみならず、雑誌の利用や貸出も多いため、利用者への資料提供の利便性を図るべく、所蔵データ化を進めている。
- (2) 図書、雑誌の収蔵スペース：増加し続ける図書や雑誌を収蔵するスペースに余裕がなくなりつつある。常に閲覧可能な形にしておくことが望ましいが、書庫の増設の計画はないため、蔵書の見直しを行う必要が生じている。
- (3) 視聴覚室・視聴スペースの確保：図書館の面積や構造から見て、館内に視聴覚室を設けることは困難である。視聴覚資料は教育、研究上欠くことのできないものになりつつあるため、今後、視聴覚資料視聴スペースの確保・充実を図ることが検討課題となっている。
- (4) 図書館利用者増対策：コンピュータ、インターネットの普及で情報を気軽に得ることが可能になった昨今、図書館の利用者数は以前と比べ少なくなったように思われる。図書館を大いに利用してもらうため、利用者の視点に立った図書館サービスを提供していく必要がある。

これらの課題のうち短期的なものは優先順位をつけて順次改善することになるが、建物・設備の更新は現在検討中の長期将来構想に従うことになる。

## 第 8 章 入 試 と 広 報

### 8-1 組織と運営

入試・広報業務に関する組織として平成 24 年度より運営組織を改編し、入試委員会、合否判定委員会、広報・学生募集委員会、地域連携委員会をまとめ、学生募集と広報体制の強化を図るため、新たに広報入試室（下部組織に入試課＝事務職 3 名）を設置した。

広報入試室は各委員会との連絡・調整を行い、緊密な連携を保ちながら、入学志願者募集のための広報活動、また広報の基本とも言うべき地域への情報発信と社会貢献、各入学試験の実施・合格者の決定に至るまでの協議と業務に当たっている。

入試委員会は生活文化学科および学務室・学生支援室から選ばれた委員で構成され、教授会の委嘱に基づき入学試験の意思決定機関として位置づけられている。平成 24 年度は 11 回開催され、平成 25 年度の入試日程・入試日程や入試方法等について審議した。また入試の合否については、学長（委員長）、学科長および教授で構成される入試合否判定会議で行っている。

広報・学生募集委員会も生活文化学科および学務室・学生支援室・広報課・会計課から選ばれた委員で構成され、教授会の委嘱に基づき、広報・学生募集の実務を担当している。平成 24 年度は 11 回開催し、特に平成 25 年度新設「食物栄養学専攻」の学生募集・広報等を企画した。

地域連携委員会は幼児・児童、中学・高校、また生涯学習への様々な支援プロジェクトの企画、生活文化学科からの情報発信を行っている。

### 8-2 入 試

#### 8-2-1 平成 24 年度入試の方式

入学試験制度には大別して AO 入試、推薦入試、自己推薦入試、一般入試、特別入試の 5 方式があり、平成 24 年度の日程等は表 8-1～2 のとおりである。

表 8-1 平成 24 年度 AO 入試・推薦入試・一般入試の日程等

	AO入試		学校推薦		自己推薦		一般入試			
	I 期・II 期		入試		入試		A 日程		B 日程	
専攻	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活	生活学	子ども生活
募集人員	10 名	10 名	17 名	32 名	3 名	3 名	10 名	15 名	若干名	
試験日 (※面談日)	※ I 期 8 月 27 日 ※ II 期 10 月 1 日		11 月 12 日		12 月 3 日		2 月 4 日		3 月 4 日	
合格 発表日	I 期 9 月 27 日 II 期 10 月 31 日		11 月 17 日		12 月 7 日		2 月 8 日		3 月 7 日	
試験方法	確認面接		書類審査 面接	書類審査 作文 面接	書類審査 面接	書類審査 作文 面接	1 科目・面接		作文・面接	

注 1. 出願資格は AO 登録された者。AO 入試はエントリーシートにより面談を申込み、面談の結果、入学を許可してもよい者に AO 登録通知を送付した。

2. 推薦入試には併設高校推薦、指定校推薦、一般学校推薦の 3 種類あるが、試験日、合格発表日、試験方法は同一で、区別していない。

3. 自己推薦は推薦書を自分で書く以外、一般学校推薦と同じである。

表 8-2 特別選抜試験の日程等

	社会人入学者特別選抜試験	私費外国人留学生特別選抜試験
募集人員	若干名	若干名
試験日	2月18日	2月18日
合格発表日	2月22日	2月22日
試験方法	小論文・面接	小論文・面接

注. 私費外国人留学生入試の募集は生活学専攻のみである。

## 8-2-2 平成 24 年度入試結果

### (1) 推薦入試・一般入試・AO入試

平成 24 年度の入試結果を表 8-3 に示した。

表 8-3 平成 24 年度入試結果

項目	募集人員	推薦入試									一般入試						AO入試		
		指定校		一般推薦			自己推薦			A日程			B日程			志願者	合格者	競争率	
		併設高校	指定校	志願者	合格者	競争率	志願者	合格者	競争率	志願者	合格者	競争率	志願者	合格者	競争率				
生活学専攻	40	1	1	0	0	0.0	1	1	1.00	2	1	2.00	2	2	1.00	2	2	1.00	
子ども生活専攻	60	10	8	31	20	1.55	9	5	1.80	23	18	1.28	4	1	4.00	50	12	4.17	
計	100	11	9	31	20	1.55	10	6	1.67	25	19	1.32	6	3	2.00	52	14	4.33	

平成 17 年度に「生活学専攻」と「子ども生活専攻」の二専攻編成とした結果、志願者が昨年より増加し、減少傾向に歯止めがかかったようにも見えたが、保育士・幼稚園教諭二種養成課程の子ども生活専攻の応募者は募集定員を上回るものの、生活学専攻は伸び悩み 50%前後の充足率であった。

それまで両専攻ともに募集定員 50 名であったが平成 22 年度定員数を改め、生活学専攻 40 名、子ども生活専攻を 60 名とし、更に生活学専攻内の 3 コース（生活科学・生活情報・生活デザイン）を「フードエンタテイメントコース」「ビジネス情報コース」「生活デザインコース」とし、フードコーディネーター 3 級、ウェブデザイン実務士等多くの資格取得ができるカリキュラムに改編した。

また、AO入試を I 期・II 期に分けた他、自己推薦入試を新たに加え、受験機会を多く設けることで、定員の充足を図ろうとしたが、4 年制大学志向あるいは資格取得を伴う専門学校への進学を希望する傾向は平成 22 年度以降一層強まり、生活学専攻の学生の確保はさらに厳しくなった。平成 22 年度以降の募集定員充足率は 47.5%、23 年度 40%、24 年度は 15%であった。

定員充足の対応策として、県内高校生が求める家政学のカテゴリーについて、アンケートを行ったところ、「食」分野に対する興味・関心・期待が大きいことが分かった。栄養士養成を中核に据え、フードコーディネーター、食生活アドバイザー等の資格取得を目指すこと等について検討した結果、新しく「食物栄養学専攻」を設置することになり、平成 24 年度、関係省・局へ認可申請を行うこととした。従って平成 16 年度開

設以降 9 年間続いた生活学専攻の募集を平成 25 年度で停止することになった。

表 8-4 平成 24 年度入試の地域別志願者・合格者・入学者

	志願者	合格者	入学者
青森	1	1	1
岩手	6	5	4
宮城	120	63	57
秋田	8	7	6
山形	4	2	2
福島	3	2	2
山梨	1	0	0
海外・大検等	3	1	0
合計	146	81	72

表 8-5 平成 24 年度入学志願者・合格者・入学者の地方別内訳 (%)

	志願者	合格者	入学者
東北地方	142	80	72
(宮城県)	( 120 )	( 63 )	( 57 )
(隣接 3 県)	( 13 )	( 9 )	( 8 )
その他	4	1	0

志願者・合格者・入学者はほとんど東北地方に偏っており、とくに約 8 割強が宮城県である。少子化と不況の低迷が続くなかでこの傾向はここ数年特に著しくなっている。

平成 24 年度入試志願者・合格者の現役・浪人別内訳は表 8-6 のとおりで、とくに本学は従来からほとんどが現役である。

表 8-6 平成 24 年度入学志願者・入学者の現役・浪人別内訳

現役・浪人別	入学志願者		入学者		入学率
	人数	%	人数	%	
現 役	138	94.5	69	95.8	50.0
1 浪	2	1.4	0	0	0
2 浪	0	0.0	0	0	0
そ の 他	6	4.2	3	4.2	50.0
合 計	146		72		

## (2) 特別入試

特別入試は、社会人入試と私費外国人留学生入試がある。平成 24 年度は表 8-7 のとおりである。

表 8-7 平成 24 年度特別入試試験結果

			志願者	合格者	入学者
社会人入試	生活文化学科	生活学専攻	0	0	0
		子ども生活専攻	1	1	1
私費外国人入試		生活学専攻	1	1	0
		子ども生活専攻			
計			2	2	1

### 8-2-3 入試状況の推移

#### (1) 入試制度の改革

過去に行われた入試制度の改革は表 8-8 のとおりである。

表 8-8 入試制度の改革

平成 8 年度	・併設の大学を併願できるよう一般入試の試験日を調整 (従来は、本学と大学の試験日が同じで併願不可)
11 年度	・指定校推薦を実施
12 年度	・一般入試の盛岡地方試験を廃止。 ・一般入試の試験科目より選択科目(世界史 B・日本史 B・英語 I・II より 1 科目)を廃止、国語 I・II のみとした ・一般入試 B 日程(小論文・面接)を実施
13 年度	・自己推薦入試を実施する
14 年度	・自己推薦入試に代わり、AO 入試を実施する
15 年度	・特別入試として社会人入試制度を設けた。(16 年度生活文化学科は「生活学専攻」「子ども生活専攻」の二専攻となる) AO 入試は「生活学専攻」のみで実施 ・子ども生活専攻でも AO 入試実施
17 年度	・一般入試 A 日程(国語総合)を実施
18 年度	・募集定員(生活学専攻 40 名)(子ども生活専攻 60 名)
22 年度	・AO 入試(募集定員 10 名)を I 期と II 期に分ける ・自己推薦入試を改めて実施する。(生活学専攻=面接)(子ども生活専攻=作文・面接)
23 年度	・新専攻設置についてのアンケート実施(県内高校 10 校)
24 年度	・「食物栄養学専攻(定員 40 名)」文部科学省、東北厚生局へ設置認可申請 (平成 25 年度食物栄養学専攻入学試験については平成 24 年度生活学専攻入学試験に同じ)

入学生の選抜については、成績や点数のみならず総合的に判断する必要があり、この観点から推薦入試については小論文と面接を行っていたが、面接のみで十分に判断可能と見て、すでに平成 6 年度から小論文を廃止している。また、受験生の負担軽減も考慮して一般入試の試験科目削減も行ったが、入学後の学力の間



題等、今後さらに検討を要するものと考えられる。

18歳人口の減少と景気の低迷による入学志願者の減少への対策としては、これまで行っていなかった指定校推薦を平成11年度から実施した。指定校の選定は過去の志願者の実績データを検討するとともに、本学への適合性なども考慮しながら高校を訪問して要請してきた。

さらに、書類審査と丁寧な面談・面接等を組み合わせることにより、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を重視する選抜方法により、ユニークな学生を入学させ短大の活性化を計るべくAO入試を行った。AO入試は現在I期・II期の2回実施している。学生確保のために3回以上実施していた時期もあるが、回数を増やしても増やしただけ志願者が増えずに、入試業務の負担だけが増えたこと、回数が多いと同じ基準で審査するのが難しくなるという理由で、2回に落ち着いた。志願状況は、定員をI期・II期ごとに示さず、合計だけを示しているためか、I期に志願者が集中する傾向にある。

また、平成22年度から自己推薦入試という名称が復活したが、内容は平成13年度に行っていたものとは違う。以前の自己推薦は自己アピールを重視したもので現在のAO入試に近いもの（ただしエントリーシートに相当するものはない）であったが、平成22年度から実施している自己推薦入試は調査書重視という点で学校推薦と同じである。推薦者が学校長ではなく、本人という点が違っており、幅広く受験生を呼び込むために始めた。

## (2) 入試競争率の推移

平成17年度、保育士養成課程の「子ども生活専攻」新設により志願者・入学者は前年度より増加したが、定員充足にはいたらず、ほぼ全入に近い状態である。過去7年間の推薦入試と一般入試の競争率の推移は表8-9のとおりである。

表8-9 推薦入試・一般入試競争倍率の推移

※表の倍率は〔応募者数／合格者数〕

年 度		定員	18年度	19年度	20年度	21年度
学校推薦 入試	生活学専攻	30	1.08	1.06	1.10	1.00
	子ども生活専攻	30	1.32	1.94	1.32	1.04
A日程	生活学専攻	10	1.08	1.00	1.25	1.33
	子ども生活専攻	15	3.60	2.38	1.44	1.04

年 度		定員	22年度	23年度	24年度
学校推薦 入試	生活学専攻	15	1.00	1.17	1.00
	子ども生活専攻	30	1.43	1.66	1.40
A日程	生活学専攻	10	1.20	2.00	2.00
	子ども生活専攻	15	1.33	2.29	1.28

## 8-3 広 報

### 8-3-1 広報活動の現状

学生募集のため、本学は様々な方法で受験生に情報を提供している。平成24年度新入生を対象として受験の動機になった情報についてアンケート調査をした結果は、表8-10のとおりである。

受験動機から見ると、受験雑誌と高校教員、家族・親族、オープンキャンパスの割合が大きい。したがって、本学としては受験雑誌等への記事の掲載を重視するとともに高校との連携を深めるため、従来行ってきた高校訪問のほか、平成11年度から宮城県内の高校の進路指導担当教員を対象に入試説明会を継続的に開いて効果をあげている。

表 8-10 受験動機の調査（新入生）

	生活文化学科	
	生活学専攻	子ども生活専攻
家族・親族	33.3%	16.7%
高校の先生	16.7%	15.1%
先輩・友人	0.0%	3.0%
進学説明会	16.7%	3.0%
受験雑誌	0.0%	0.0%
オープンキャンパス	33.3%	37.9%
学校訪問	0.0%	3.0%
新聞広告	0.0%	0.0%
インターネット	0.0%	7.9%
ダイナミック広告	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%

### 8-3-2 平成 25 年度入試に向けての広報活動

学生募集のための広報活動は次のとおりである。

#### (1) 学外での進学相談会

平成 24 年度業者主催の進学相談会に、本学のスタッフが出向く相談会は東北 6 県で 17 会場、資料だけの参加は 9 会場である。本学は併設の大学と共同で対応しているが、受験相談コーナーに訪れた受験生は約 154 人であり、このほか、高校教員、父兄が若干名あった。17 会場のうち 9 会場が仙台で、来訪者は約 75%を占めている。平成 25 年度短期大学部の栄養士養成課程「食物栄養学専攻」の学生募集について、文部科学省他が認可するまでの間、募集活動は控えた。

#### (2) 高校での進学説明会

平成 24 年度高校単独の進学説明会への参加は（業者扱いを含む）は（40 回 12 月現在）31 回開催された。業者からの要請で高校内にて開催する進学説明会への出席依頼に対しては、新設食物栄養学専攻の募集もあり、できる限り併設の大学とともに出来る限り応じることにしている。平成 24 年度中では 4 月 2 校（約 90 名）、5 月 9 校（79 名）の要請に応じた。

#### (3) オープンキャンパス

平成 24 年度オープンキャンパスは 6 月 23 日の第 1 回から始まり大学祭も合わせて 5 回、併設の大学と同時に実施した。その参加状況は表 8-11 のとおりである。内容としては、全体説明会、体験学習、学内見学、ワクワクコンテンツ展示を行い、また、受験相談コーナーや学生生活相談コーナーも設けた。24 年度は震災のため J R が運行されていない石巻と相馬方面に無料バスを配置し、参加者の利便性を図った。

参加者は 205 人で、受験生の中には遠隔地からの者や、また家族と同伴の者などもあり、アンケートによれば好評であった。

表 8-1 1 平成 24 年度 オープンキャンパスの参加者

期日	子どもの食と栄養	手作りおもちゃ	ピアノ体験レッスン	見学	計
6月23日(土)	14	14	15	2	45
7月21日(土)	17	24	12	5	58
8月5日(日)	22	17	11	4	54
9月15日(土)	13	3	6		22
10月20日(土)	大学祭				36
計	66	58	44	11	215

(4) 高校生に対する入試課の対応

平成 24 年度、本学で受け付けた高校単位の見学は 3 件、10 月宮城県名取高校 1 年（39 名）、石巻市立女子高校 2 年（23 名）、盛岡スコレ高校 1 年（28 名）であった。他上級学校見学として中学校 4 件（計 40 名）に併設の大学と一っしょに各学科の教員が対応し、本学の概況説明と学内見学を行っている。

上記の平成 24 年度の進学説明会、オープンキャンパス、本学HP他、郵便や電話による月別資料請求数は表 8-12 のとおり。

高校生からの大学案内等の資料請求数については、例年より 4 月から 5 月にかけて資料請求数が上向きになったが、生活学専攻の募集停止にはじまり、新しく設置される食物栄養学専攻の募集活動が高校生の進路決定時期である 7 月に実施できなかったことで、8 月以降は結果的に低迷したことが読みとれる。

表 8-1 2 受付別出願状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	専攻計
専攻不明	119	104	73	80	57	28	37	37	24	55	58	90	762
生活学専攻	39	7	2	12	8	5	2	2	2	3	0	0	82
子ども生活専攻	48	38	24	37	18	16	14	14	15	23	27	20	294
食物栄養学専攻	0	0	0	0	8	4	7	17	14	10	4	11	75
計	206	149	99	129	91	53	60	70	55	91	89	121	1,213

(5) 高校教員対象入試説明会

平成 24 年度、併設の大学と共同で 6 月 6 日に宮城県内高等学校進路指導担当教員を対象に入試説明会を、45 校 46 名の教員の参加を得て行った。前半では本学の特徴と入試に関する変更点などを中心に説明を行い、後半は個別相談会として高校側から意見や要望を聴取した。

(6) 広報

新設専攻のPRを兼ねて、本学のテレビコマーシャルを宮城、岩手、山形 3 県に併設の大学と共同で平成 24 年 10 月と翌年 1 月に合わせて 200 本（回）放送した。学生募集が出遅れた食物栄養学専攻だけでなく短大全体の募集に極めて効果的であったことが、応募状況から判断できる。

#### 8-4 課題と展望

少子化による18歳人口の減少と低迷する景気の現況から見て、学生募集は今後さらに厳しさを増すものと考えられる。すでに定員を割っている本学としては、今後入学志願者の急減も考えられ、極めて厳しい状況にあると言わざるを得ない。したがって、指定校推薦制の強化、高校との連携強化など、今後とも創意工夫して学生募集に全力を傾注することはもちろんであるが、基本的には時代のニーズに合った教育内容の改善に努め、受験者の関心度を高めることがもっとも肝要である。

## 第9章 管理運営・財務・その他

### 9-1 管理運営

理事長は学校法人内の業務を統括する。理事長を補佐する体制としては、規定上、寄附行為第6条第3項に「理事（理事長を除く）のうち1人を常任理事とすることができるものとし、必要に応じて理事総数の過半数の議決により選任する」との定めを設けている。同第13条に「常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と定めているほか、副理事長を置くことができる」との定めを設けている。同第3条に「寄附行為第15条に係る理事長の職務の代理は、次の順位に従うものとする。(1)副理事長(2)常務理事(3)理事のうち年長の者」と定めて、理事長に事故ある時等の代理者を明確にしている。現状は、副理事長は置かれておらず、常務理事が選任されて理事長を補佐している。

本学は1学科2専攻の組織であり、学務も事務管理も併設の大学との協同のもとで行われ、学長の併任をはじめ、事務組織も協同の形をとって可能な限り機能と担当者を兼務させるなど、運営面の効率化を図っている。

#### 〔事務組織概要〕

事務組織は、「学校法人三島学園組織運営規定」に基づいている。各部署の業務の分担については、同規定のほか、「学校法人三島学園事務分掌規程」により、事務分掌が明確にされている。学園全体の事務管理組織の中心は法人事務局で、理事長の監督のもとに、法人事務局長が全学園内の事務を総括して各部門の調整に当たっている。法人事務局には2部（総務部、財務部）5課（法人課、総務課、広報課、施設管財課、会計課）が置かれ、法人事務局長がその事務を掌理している。

大学・短大事務部には4課（企画課、教務課、入試課、学生課）が置かれ、大学・短大の教員を室長とする8室（総務室、将来構想室、評価室、広報入試室、学務室、学生支援室、保健センター、図書館）が教学部門を支援する組織となっている。これらの支援組織（室）の長は大学・短大の教員である。室の実態は室長他を委員長とする委員会組織であって、それぞれの所掌事項と執行責任を明確にした運営を行っており、大学・短大事務部の4課のいずれかが各室の事務を担当している。全て短大の業務をも共通に担当している。

各委員会及び各室の業務執行状況は毎月一回開催される運営委員会で報告され、審議される。その審議結果は学長を通して教授会で議論され、執行される体制にある。教授会は大学・短大の教学に関する審議・決定機関である。教授会の事務は大学・短大事務部の所管で、資料の準備や会の司会・進行は事務部長が行っている。

事務部門間では、法人事務局長、総務部長、財務部長、大学事務部長、企画課長、教務課長、学生課長、入試課長、高校事務長を構成員とした部課長会議が毎月1回開催されるほか、大学事務部内でも、大学・短期大学部事務部連絡会議が必要に応じて行われており、情報の共有、問題解決が図られている。

### 9-2 財務

本学園のすべての活動は予算に基づき、原則としてその範囲内で実行されている。毎年度の予算については、各学科・事務部・各委員会より提出された予算要求が大学の人事・財務委員会で審議される。この結果はさらに各部門・部局単位で立案された事業計画案に基づいて、理事会の諮問機関である財務委員会で検討され、理事会を経て各年度の予算に反映されている。中長期的な計画については、学園内の各部門で検討された将来構想に基づいて三島学園組織運営委員会で検討され、財務委員会を経て理事会で決定される仕組みとなっている。

### (1) 予算の編成・会計処理・決算及び監査

本学園においては、経理規程に基づき、予算単位を法人事務局、大学、短期大学部、高等学校、幼稚園、保育園 6 部門に区分し、法人事務局会計課が全学園の経理事務を取り扱っている。

本学の予算編成は、学科長が学内の次年度の教育計画・研究計画をとりまとめ、学内の人事財務委員会および理事長直轄の財務委員会において第 1 次の審査を行い、集計した予算積算額を基に調整した上、事務局長が予算原案を編成して理事長に提出し、理事長は事務局長を指揮して予算案を作成し、これを理事会に諮り、その議決を経て 3 月末日までに次会計年度の予算を決定している。なお、予算案は、その決定前に評議員会にも諮問され、評議員の意見を聞かねばならない定めとなっている。中長期的な計画については、学園内の各部門で検討された将来構想に基づいて三島学園組織運営検討委員会で討議され、財務委員会を経て理事会で決定される仕組みとなっている。

本学の会計処理は、学校会計基準に基づき、「学校法人三島学園経理規程」に則って行われている。会計処理上、判断が困難な場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問い合わせる指導を受け適切に処理している。

各年度の予算の執行は、支出伺書・出張伺書により、決済を得て行われ、執行された予算は会計を通じて支出され、支出項目毎に経理される。予算の管理は学内の自主管理により行われ、法人事務局が月次の計算書により予算収支を対比して自主管理が適性か否かを監査している。経理責任者は、毎月末に会計記録を整理して月次決算書類を作成し、事務局長を経て理事長に提出し、さらに年度末には、計算書類(① 資金収支計算書、② 消費収支計算書、③ 貸借対照表、及び④ 財産目録)を作成して理事長に提出し、理事長はこれを監事に提出して意見を求め、監事による監査報告書とともに評議員会の意見を求め、理事会の議決により当該年度の決算として確定している。

学園の監事の行う監査については、「学校法人三島学園監事監査規程」に従って定時監査を行うほか、定例の理事会にも 2 名の監事が出席して意見を述べ、さらに 2 名中 1 名の監事は学内理事会のメンバーとして、毎月行われる学内理事会に出席して意見を述べることができる。理事と監事はすべての最新の審議事項について情報を共有しており、会計監査を含め監査業務は適切に行われている。

なお、毎年 5 月に行なわれる期末の監事監査においては、公認会計士並びに監事により会計監査と業務監査が実施されている。

### (2) 財務公開

財務情報については、寄附行為第 36 条に、「財産目録等の備付け及び閲覧」の見出しを付して、会計年度ごとの「財産目録」、「貸借対照表」、「収支決算書」及び「事務報告書」の作成と、これに「監査報告書」を加えた書類の備付けと利害関係人の請求に応じてこれを閲覧に供することを明記している。その規程に基づいて作成された財務情報は、法人事務局内に常備し、利害関係者の閲覧請求に備えている。なお、また、年 2 回(6 月・12 月)刊行される学内広報誌「三島学園報」に、決算と予算の資金収支計算書と消費収支計算書(大科目のみ、千円単位)を掲載して学内外の関係者に配布している。配布先は学内全教職員・学内関係団体役員である。この学園報は図書館にも常備されているので、学生・生徒の閲覧も自由である。

### (3) 財務の状況

近年の本学園全体の財務状況は、平成 13 年度以来消費支出が帰属収入を超過する状態が続いているが、同年度より取り組んだ経営改善対策が実を結んで年々改善し、改善対策の中期的な目標(「単年度収支を平成 18 年度中に黒字に転ずる」)は、計画どおり実現した。

短期大学部の平成 24 年度予算は、収容定員 200 人に対し在籍者数 163 人(定員充足率 82%)として策定され、帰属収入 219 百万円に対し、消費支出は 254 百万円で支出超過となっている。帰属収入のうち 69%

が学生生徒納付金で、消費支出のうち 63%が人件費、25%が教育研究経費である。なお、前記の平成 24 年度予算における短期大学の帰属収入は学園全体の帰属収入の 11%に相当し、消費支出は全消費支出の 14%に相当する。

#### (4) 外部資金の導入

本学独自の外部支援団体として三島学園教育振興会があり、学園全体の振興・発展のための財政支援団体として、周年行事や校舎改築等に寄付金として助成している。また学生の奨学金財団として、同窓生が設立した財団法人奨学香風会があったが、平成 24 年に解散し、その財産を学園が引き継ぎ、奨学金制度を継続している。

### 9-3 課題と展望

生活学専攻から食物栄養学専攻への改組により定員充足の期待がある一方で、校舎の新築・改修など教育環境の整備の要求も高まっており、財務のかじ取りは難しくなっている。短期・中期・長期の構想が策定されつつあり、それにしたがって効率的に運営していく必要がある。

## 第 10 章 東日本大震災

### 10-1 まえがき

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災で本学が受けた被害は甚大であり、復旧に多大の労力を要した。極めてまれな出来事であり、毎年繰り返される業務の点検を目的とした自己評価報告書とはなじまない点もあるが、災害等への対応の記録を残し、今後の危機管理へ役立てるために、本章を設けた。

### 10-2 被害状況と復旧状況の概要

以下に浅尾豊信理事長が短期大学教育第 68 号 (p47-59、2012.5) に寄稿した文章を引用する。

(－引用はじめ－)

(中略)

#### 地震発生直後の状況について

近年仙台市周辺で発生した地震を振り返りますと、1978 年 6 月の宮城県沖地震 (マグニチュード(M)7.4、震度 5) および 2008 年 6 月の岩手、宮城県内陸地震 (M7.2) があり、その体験から、本学の位置する泉区虹の丘団地の地盤はかなり堅固であると判断されておりました。今回の地震は三陸沖を震源とする M9.0、宮城県の震度 7 の私どもにとって未曾有の大地震でありましたが、虹の丘地区での地盤の大きな崩れはありませんでした。後でわかったことですが仙台市内では前回の地震では予想できない地盤の崩壊が各所で起きておりました。

(中略)

一見したところ学園内の建物に倒壊はなく、火災の発生もありませんでしたが、研究室や事務室での書籍・書類の崩落、コンピュータの転倒、図書館の開架書架の転倒と書籍の散乱、特に短大棟内の壁面及び天井の崩落等がありました。また、短大の体育館の壁面が崩れたため、使用中止としました。なお、4/7 の大余震で百周年記念棟ホール天井の一部崩落もありました。

電気・ガス・水道のライフラインは地震直後すべて寸断され、建物上部の水道管数箇所亀裂があり水漏れがあったものの、後日の調査で地下埋設の水道管、ガス管、電気回線に大きな損傷がなかったことは幸いでした。

なお、遮断されていたライフラインのうち、電気は 3 月 17 日に、水道は 3 月 20 日ごろに、市ガスは 4 月 2 日ごろに復旧しました。

発生当日構内にいた学生のうち、交通手段がない、アパートの損壊等で帰宅できないと思われる 55 名の学生に学内の同窓会館を避難所として提供し、約 2 週間後の 26 日に退出しましたが、その間学生課の職員には交代で宿泊し、学生の世話をさせていただきました。その後も鉄道の壊滅状況で通学できない学生 4 名には臨時寮として 4 ヶ月間の滞在を認め支援を行いました。

学生の宿泊との関係では、電気は部活動で使用していた軽油による小さな発電機で若干の暖房と携帯電話の充電等への利用はできました。最近のニュースによれば、津波で被災し避難した方々が最も困ったことは安全の確認がままならないこと、次は携帯電話の充電ができなかったこととのことでした。

なお、学園の百周年記念棟の屋上に設置されていた太陽光発電設備が故障のため使用できなかったことは大変残念で反省すべき点であります。

宿泊学生の食料としては宮城県沖地震で予想される余震のため備蓄していた大量の乾パンがあり、それでかなり賄うことができたこと、および食事の調理にプロパンガスのボンベが用意してあって利用できたこと、また飲料水は無傷であった大学の貯水槽から汲み上げて使用し、プールの水を洗物やトイレの水に利用でき



たことも幸いでした。また貯水槽やプールの水を近隣の住民にも分け与えることができ、大変喜ばれたことも幸いでした。

なお、学生の親や教職員から米や食料の支援もあり、また東京在住の同窓生で学園の理事の方が、鉄道の交通機関が停止し、ガソリンの入手が困難の中、たくさんの支援物資を運び提供してくださいました。また、大学生協同組合みやぎインターカレッジコープからはたくさんの菓子、インスタント食品や各種飲み物などをいただきましたが、それらのご支援に厚く感謝しております。

なお、今回の震災を契機に、大学生協と各大学間での災害時相互協力に関する協定の締結が成立しましたが大変有意義なことであります。

地震発生後直ちに対策本部を設置して、教職員、学生の安否確認、情報の収集、今後の対策に当たりました。学園の全教職員の無事はすぐに確認されましたが、ライフラインが途切れたため、学生の安否確認がままならず、ホームページ等を通じて情報収集に努めました。教職員でもかなりの被害と交通機関の乱れで出勤がままならず、部課長会議や出席可能な教職員による教官会議等を開催して情報収集、伝達に努めました。

災害時緊急電話がありましたが、宮城県内への電話やメール等は停電と混乱のため通じない状況でしたが、東京へは通じましたので文部科学省へ2度学園内の状況を報告説明しました。

(中略)

三島学園では津波による物質的被害はありませんが、個々の教職員、学生、生徒にはかなりの人的、物質的、精神的被害がありました。また、原発事故によりもたらされた放射線による被害は線量計による測定で見れば学圏内に限ればほとんどないと考えられます。

## 学生の被災状況とその支援

大学・短大の講義は終了し、卒業式を待つばかりでしたので、多くの学生は自宅に戻っておりました。自宅が海岸沿いであったため、前述のように津波によって2名の学生(注：東北生活文化大学生)が犠牲となりましたが、休みでなく大学におれば若い学生が尊い命を落すことはなかったのにと胸の張り裂ける思いであります。この2名の学生を追悼するために東日本大震災全学追悼式典をご遺族の方々にも参列いただき、平成24年2月27日に学内で執り行いました。来賓、教職員および多くの学生が参列し、学長、理事長の追悼の言葉、学生のお別れの言葉に続き全員で献花を行いました。

また、今回の震災で家族に犠牲者がでた学生、家屋の全壊、半壊に遭った学生に対して被害の程度に応じた支援を行いました。被災証明の発行等の手続きもあり、長期間にわたっての事務処理となりました。

支援も法人としての支援、教職員としての支援、同窓会としての支援等各種の支援を行いました。法人としては65名の大学生に対して、多額の支援を行いました。この支援については国から3分の2の助成を戴いております。本学園では平成18年度に校舎や設備の充実を目指して「三島学園教育研究資金」として同窓生はじめ学園関係者に募金をお願いして参りましたが、この度の大震災に対応するため平成23年度からの三年間は震災からの復興に重点を移して募金活動を継続することとしました。23年度は教職員、同窓会、同窓生をはじめ多くの方々から多額の募金を頂き、それを大いに活用させて頂きました。

また、私立短期大学協会及び私立大学協会の事務局長がそれぞれお見舞いに来学され、多額の見舞金を頂きましたことに、深く感謝し御礼申し上げる次第であります。

なお、24年度に入学する被災学生に対しても被災の状況に応じて入学金、授業料等について支援を行うこととしております。

また、本学の学生相談所および保健センターでは、「震災学生サポートマニュアル」を配布すると共に震災後の学生の心身の健康状態把握のためのアンケート、個別面談等を行いました。「サポートマニュアル」では「安心のための行動ポイント・被災された方の不眠症への対応・災害トラウマの急性期対応の五原則」

等の心得を配布しました。またアンケートへの回答では例えば、「不安項目：全学生 87.2%、被災学生 76.7%」、「うつ項目：全学生 31.2%、被災学生 51.1%」、「混乱項目：全学生 55.4%、被災学生 70.2%」等の結果が得られておりますが、参考文献をご覧下されば幸いです。

（文献：針生隆、佐藤とよ子、被災地からの報告 宮城一東北生活文化大学・同短期大学部の状況一、Campus Health、社団法人全国大学保健管理協会機関誌、49号（二）52-57頁）

## 学事の推移について

平成 22 年度の大学・短大の卒業式は 3 月 15 日を予定しておりましたが、卒業式は中止とし、3 月 25 日に出席可能な学生に卒業証書・学位記を授与することとしました。当日卒業予定者の約 6 割の学生が出席し、はじめに津波によって犠牲となった学生について追悼の言葉を述べ全員による黙祷を捧げました。

次いで、学長・理事長としての卒業証書・学位記授与に当たっての言葉を述べ、学生一人づつに証書を手渡しました。当日欠席の学生には来学した時に手渡すか、住所が確認され次第郵送することとし、4 月初旬には授与が終了しました。

（中略）

3 月は専ら建物の被害状況の把握と早急な復旧の手順について業者との交渉に当たり、出来れば 4 月下旬からの開学を目指すこととしました。

4 月 1 日に辞令交付式を行い、大学・短大校長に秋葉征夫氏を迎えました。4 月 7 日の夜間に最大の余震が起り、天井の一部崩落もありました。その後、学長と共に復旧、復興に努め、4 月 30 日に大学・短大の入学式を執り行いました。5 月 2 日及び 9 日にガイダンスと次の震災に備えての震災避難訓練を行い、5 月の連休明けから授業を開始しました。

その後は通常に授業等を行い、夏季休眠は通常は 8 月 1 日からの予定を 8 月 22 日まで授業を行い、23 日から休暇としましたが、教員によってはその後も補講による授業を行って年間の学事予定を満たす努力をした次第であります。

## 大震災の復旧・復興に関する事柄

各教員の研究室の復旧は出来るところは各教員にお願いし、建物内部特に短大棟の壁面の多くの崩落箇所をはじめ百周年記念棟の天井の崩落等の被災箇所の早急な復旧を目指して業者に依頼し、予定通り 4 月末に大まかにはほぼ終了しました。なお、24 年度には短大棟の耐震工事を行う予定であります。図書館の書架の倒壊等の復旧にはかなりの時間を要することとなりました。当然かなりの出費が必要で、小規模大学にとってかなりの痛手ではありますが、3 分の 2 は国からの助成で賄いました。

なお、短大の体育館は壁面の崩落で使用不可としてありましたが、その体育館は取り壊し、別の敷地に新体育館の建設を行うこととし、24 年末の竣工を目指して現在建設中であります。その間短大では大学の体育館を互いに譲り合って使用することとしております。

（以下略）

（－引用終わり－）

### 10-3 在校生への支援

在学生全員及び保護者の安否が確認できたのは、平成23年3月末から4月上旬にかけてであった。学生の被災状況が判明した時点で、本学としての支援措置が検討された。その結果、平成23年度の支援措置は次のとおり決定された。

表10-1 平成23年度 被災学生への支援措置

No.	被災状況	支援措置
1	学費負担者が死亡又は行方不明の場合	平成23年度学納金の全額免除
2	自宅全壊・流出の場合	平成23年度学納金の半額免除
3	その他被災により学納金の納付が困難になった場合	平成23年度学納金の減免・延納を含め相談に応じる。
4	被災により通学交通手段が失われた場合や寄宿先が見つからない場合	状況が回復するまでの短期間、学園内の同窓会館に臨時の女子寮を開設して収容する。
5	上記にかかわらず、被災により学業継続に支障がある場合	個別の相談により、状況に応じて学業継続を支援する。

当初は、在学生については学生課が窓口となり、新入生については入試課が窓口となった。しかし、似たような被災状況であっても支援措置に対する判断が学生課と入試課とで異なるという状況が生じ、そのたびに両課で話し合って調整をしなければならなくなったために、平成23年5月からは窓口は学生課だけにした。

支援措置1及び2については、死亡診断書又は災証明書によって被災状況を確認できたが、支援措置3については自宅が半壊以上又は福島第一原子力発電所の事故のため自宅からの避難を余儀なくされた場合と規定し、学納金の一部を減額免除するとともに延納を認めた。支援措置4については、JR仙石線や常磐線が津波被害によって長期間の不通が想定されたために、公共交通網がある程度回復するまでの間、同窓会館を臨時女子寮とするものであった。支援措置5については、災証明書で自宅が一部損壊の場合、学納金の延納を認めるというものであった。

平成23年4月から平成24年1月まで申請を受け付け、短大において支援措置を講じたのは下の表のとおりである。

表10-2 平成23年度支援措置集計表（単位：人）

	生活学専攻		子ども生活専攻		合計		
	1年	2年	1年	2年	1年	2年	計
支援措置1							
支援措置2	2		2	5	4	5	9
支援措置3	1	1	5	7	6	8	14
支援措置4			1	1	1	1	2
支援措置5	1				1		1
計	4	1	8	13	12	14	26

2名が重複して支援措置を受けたため、支援実人数は24名であり、平成23年4月1日現在の学生数167名に対して14.4%に相当する。

なお、同窓会館の臨時女子寮は、短大2名と併設の大学2名の合計4名が、5月に入寮し9月6日に最後

の学生が退寮して、約4ヶ月間利用された。同窓会館を利用した学生たちは、ルールを守って生活し、指導監督に当たった学生課も寮の運営を学生たちに安心して任せることができた。自然災害による応急支援措置であったとはいえ、快く同窓会館の利用を認めていただいた同窓会の皆様に改めて厚く感謝申し上げる次第である。

表10-3 平成24年度の支援措置は次のとおりである。

No.	被災状況	支援措置
1	主たる家計支持者が死亡または行方不明の場合	平成24年度授業料の全額免除
2	主たる家計支持者の自宅家屋が全壊（または流出）した場合	平成24年度授業料の半額免除
3	主たる家計支持者の自宅家屋が半壊した場合	平成24年度後期授業料半額免除
4	福島第一原子力発電所の事故により、主たる家計支持者の所有する家屋に居住することが困難と認められる場合	平成24年度後期授業料半額免除
5	その他、被災により学業継続に支障のある場合	個別の相談により、状況に応じて学業継続を支援する。

平成24年4月から10月まで申請を受け付け、短大において支援措置を講じたのは下の表のとおりである。

表10-4 平成24年度支援措置集計表（単位：人）

	生活学専攻		子ども生活専攻		合計		
	1年	2年	1年	2年	1年	2年	計
支援措置1							
支援措置2		2	4	2	4	4	8
支援措置3	1		6	5	7	5	12
支援措置4							
支援措置5							
計	1	2	10	7	11	9	20

支援者数20名は、平成24年4月1日現在の学生数152名の13.2%に相当する。

#### 10-4 受験生・入学生への支援

平成23年3月11日東日本大震災で被災した受験生・在校生を対象に表10-5のとおり特別措置を講じた。特別措置の対象となる被災と支援措置の内容は次のとおりである。

□平成23年度対象者

- (1) この災害において「主たる家計支持者が死亡または行方不明」になった場合
  - ・授業料全額免除
- (2) この災害において「主たる家計支持者の自宅が全壊（または流出）となった場合
  - ・授業料50%減免
- (3) この災害において「主たる家計支持者の自宅が半壊（居住困難）」となった場合
  - ・後期授業料50%減免

- (4) 福島第一原子力発電所の事故により「主たる家計支持者の所有する家屋に居住することが困難」と認められる場合
- ・後期授業料 50%減免
- (5) その他、被災により学業継続に支障のある場合
- ・個別の相談により、状況に応じて学業継続を支援する
  - ・臨時女子寮への入寮

表 10-5 平成 23 年度

特 別 措 置	生活学専攻	子ども生活専攻	合計
1 授業料全額免除	0	0	0
2 授業料 50%減免	2	5	7
3 後期授業料 50%減免	2	3	5
4 臨時女子寮への入寮	0	2	2
5 その他	1	0	1

□平成 24 年度対象者

- (1) この災害において「主たる家計支持者が死亡または行方不明」になった場合
- ・検定料免除    ・入学金 50%免除    ・授業料全額免除
- (2) この災害において「主たる家計支持者の自宅が全壊（または流出）、半壊（居住困難）」となった場合
- ・検定料免除    ・入学金 50%免除    ・後期授業料 50%減免
- (3) 福島第一原子力発電所の事故により「主たる家計支持者の所有する家屋に居住することが困難」と認められる場合
- ・検定料免除    ・入学金 50%免除    ・後期授業料 50%減免
- (4) その他、被災により学業継続に支障のある場合

表 10-6 平成 24 年度

特 別 措 置	生活学専攻	子ども生活専攻	合計
1 検定料免除	1	13	14
2 入学金減免	0	8	8
3 授業料全額免除	0	0	0
4 授業料 50%減免	0	5	5
5 後期授業料 50%減免	0	3	3

## 10-5 課題と展望

東日本大震災で甚大な被害を受けた。復旧はしたが、ハード面でさらなる安全性を確保するためには建て替えもしくは耐震補強工事が必要であり、中長期の将来計画に含めるべきである。

ソフト面では在校生・受験生・入学者への支援措置がとられた。支援がすべての学生にとって十分とはいかなかったと思われるが、支援措置の決定は素早く行われた。また、平成 23 年度に新しくできた安全管理委員会で、地震などの災害時の対応について検討された。避難訓練が定期的に行われるようになり、非常時の体制が整備され、大震災の教訓が生かされている。

## ○付録 平成 24 年度活動記録

以下の表の前半では、平成 24 年度に行われた諸行事が、後半では、地域連携委員会を通じて行われている「わくわく 100 プロジェクト」への参加がまとめられている。

### 平成 24 年度に行われた諸行事

日時・行事・場所	概要	気づいた点、反省など	担当等
平成 24 年 4 月 4 日 入学式・後援会入会式 および保護者説明・新 入生説明	入学式・後援会入会式は式次第の 通り行われた（教授会資料参照）。 新入生には、担任からの挨拶のあ と、授業開始までのスケジュール 確認、上履きのサイズ確認、ロッ カーの確認、などが行われた。保 護者説明においては、時間割、学 事予定表、授業開始までの日程、 関係費用、（子ども生活専攻では保 育士資格、幼稚園教諭二種免許状 の取得）など説明。例年行ってい る教職員紹介は時間の都合上割愛 した。なお、今回の保護者説明は 専攻別に別れて行ったが、これ は、生活学専攻の新入生減少に関 連して特別にお話しをすること、 時間的な理由などによる。	今年は強風が吹き荒れ、 急きよ 1 時間遅れの開始 となった。防寒等のた め、100 周年記念棟ホール と会議室に、新入生と保 護者の待機場所を設定し た。これまで、このよう な事態を想定していなか ったように思われる。	新入生 への説 明は担 任  保 護 者 への説 明は各 専攻主 任
平成 24 年 4 月 6 日 （金）～4 月 7 日 （土） オリエンテーションキ ャンプ・研修旅行	カリキュラム指導、学生同士の親 睦を深め、新入生を歓迎する。見 学により見聞を広める。	当日の欠席・遅刻、急病 などがなく無事に終了で きた。ヘルパーもよく動 いていた。生活学専攻の カリキュラム指導におい て 2 年生が 1 年生にアド バイスする試みはよかつ た。 例年より寒かった。	学生支 援委員 （伊 藤， 濟 渡）
平成 24 年 5 月 8 日 マナーアップ講座（子 ども生活専攻 2 年生対 象、学部講師による講 演） 第一合同	子ども生活専攻 2 年生の校外実習 前の時期に、日常や職場でのマナ ーを再考するため、浅野純子氏を お招きし、90 分の講演を行っ た。	学生の評判はよかった。	

平成 24 年 5 月 31 日 (土)	午後 1 時からの後援会総会に引き 続き、保護者との懇談会を行った (保護者の参加者 9 名)。学科長あ いさつ、各学科の近況、教員紹 介、保護者の自己紹介、その後、 各クラスに別れ、担任との保護者 面談、という内容。お菓子を用意 した。	終了後、進行の声が終わ るまで聞こえにくかったと いう指摘があった。	
後援会総会および保護 者との懇談会			
保育実習室			
平成 24 年 6 月 16 日 (日)	小雨が朝からちらついていたもの の、最後まで予定通り開催でき た。生活学専攻は 1・2 年合同での 参加だったが、6 月 8 日・15 日に 1・2 年生合同の練習を行った。結 果は以下の通り。	子ども生活専攻 2 年生の 実習期間の合間に開催す ることができ、短大生は 全員参加することができ た。今後も日程の調整が 望まれる。	
体育祭			
場所：大学体育館 お よび運動場	バレー男子：子専 1 年 B、子専 2 年 B とも初戦敗退 女子バレー：生活 1・2 年初戦敗 退、子専 1 年 A 準決勝敗退、子専 2 年 A2 回戦敗退、子専 2 年 B2 回 戦敗退、子専 1 年 B 準優勝 男子 バスケット：子専 2 年 B 準優勝 女子バスケット：子専 2 年 B 準決 勝敗退、子専 1 年 B 初戦敗退、子 専 1 年 A 初戦敗退、生活 1・2 年 A 2 回戦敗退、子専 2 年 A2 回戦敗 退、生活 1・2 年 B 初戦敗退 運動会競争：子専 2 年 B 優勝、子 専 1 年 A 準優勝、子専 2 年 A3 位、生活 1・2 年予選敗退、子専 1 年 B 予選敗退		
	ガチリレー：子専 2 年 5 位、子専 1 年 B6 位、生活 1・2 年と子専 1 年 A は予選敗退		
平成 24 年 6 月 23 日 (土)	100 周年記念棟：大学・短大全体 説明。第 2 合同：作って遊ぼう。 手作りおもちゃ。	より積極的に大学生・短 大生のオープンキャンパ ス参加（補助）を促し	
オープンキャンパス 1			

	調理実習室・フードエンタテインメント実習室：子どもの食と栄養 ピアノ室：ピアノレッスン。体育館：わくわく暮らし設計。	た。 第 3 講義室を保護者用休憩室としていたが、天井等の状況から第 2 講義室に変更した。	
平成 24 年 7 月 8 日 (土)	食生活アドバイザー検定試験は年 2 回実施される。今回 12 名 (3 級 2 名、2 級 10 名) の受験。合格者 0 名。	受験者のほとんどが 2 級受験であったことが合格者がいなかったことの一因ではある。2 級の内容は 3 級に比べ難易度が高くなり自主学習の限界を感じる。過去問を主とするプリント配布をしているが、講義の必要性を感じる。	済渡
第 27 回食生活アドバイザー検定試験			
第 3 講義室			
平成 24 年 7 月 13 日 (金)	生活学専攻科目であるビジネス実務演習 I の一環として行っている。12 名中、合格者は 10 名であった。	合格率は例年と比べ向上したものの全員合格ではなかった。模擬試験で成績不振だったものへの個別指導など必要と思われる。	松尾・池田
パソコン検定試験			
新 OA 室			
平成 24 年 7 月 21 日 (土)	100 周年記念棟：大学・短大全体説明。第 2 合同：作って遊ぼう。 手作りおもちゃ。 調理実習室・フードエンタテインメント実習室：子どもの食と栄養 ピアノ室：ピアノレッスン。体育館：わくわく暮らし設計。		
オープンキャンパス 2			
平成 24 年 8 月 5 日 (日)	100 周年記念棟：大学・短大全体説明。第 2 合同：作って遊ぼう。 手作りおもちゃ。 調理実習室・フードエンタテインメント実習室：子どもの食と栄養 ピアノ室：ピアノレッスン。体育館：わくわく暮らし設計。		
オープンキャンパス 3			
平成 24 年 9 月 11 日 (火)	生活学専攻科目であるフードエンタテインメント演習 II の一環とし		済渡



フードエンターテイメントコース産学連携講座Ⅰ	で行っている。現地にて講義（菓匠三全の歴史と商品開発、接客マナー、菓子の歴史）と、接客業務に関する実習が行われた。		
菓匠三全大町本店			
平成 24 年 9 月 15 日（土）	100 周年記念棟：大学・短大全体説明。第 2 合同：作って遊ぼう。		
オープンキャンパス 4	手作りおもちゃ。		
	調理実習室・フードエンターテイメント実習室：子どもの食と栄養 ピアノ室：ピアノレッスン。体育館：わくわく暮らし設計。		
平成 24 年 9 月 17 日（月）	生活学専攻科目であるフードエンターテイメント演習Ⅱの一環として行っている。現地にて講義（レストランにおける食空間演出法、レストランの献立企画と食材）、テーブルマナーに関する実習、厨房見学が行われた。	2カ所の見学により、同じ食の分野でも特徴があること、逆に共通点もあることがわかり、今後も継続していきたい学外実習である。	済渡
フードエンターテイメントコース産学連携講座Ⅱ			
江陽グランドホテル			
平成 24 年 10 月 20-21 日（土・日）	学友会による大学祭に、短大から主として次のような参加を行った。	ファンタジーランド等の説明を 2 年生から 1 年生へ伝える試みを行ったが、その時期や方法について、今後検討が必要である。	
大学祭（短大としての参加）・オープンキャンパス	・生活学専攻による作品展示とスウィートポテト販売 ・子ども生活専攻ファンタジーランド		
場所：各部署による			
平成 24 年 10 月 21 日（日）10 時～11 時 30 分	平成 21 年度から 23 年度までの卒業生に郵送で案内を送付し、卒業生約 8 名の参加があった。	参加者が少なかった。今後、開催時期や卒業生への周知方法について検討が必要である。	菅野、阿部
ホームカミングデー			
第一合同教室			
平成 24 年 11 月 25 日（日）1	受験申込 10 名（基礎 1 名、3 級 5 名、2 級 1 名、欠席 3 名）。合格は、基礎 1 名、3 級 2 名。	前回記したが、問題内容を授業の中で行う必要性を感じるが、授業内容と問題内容に距離が若干感じる。特に食品の分野。	済渡
第 28 回食生活アドバイザー検定試験			
平成 24 年 12 月 20 日（木）	参加人数等：12 名。生活学専攻キャリアアップセミナーⅣにおい	学生にはたいへん好評だったように見受けられ	針生、他

メイク講座（生活学専攻キャリアアップセミナーⅣ学部講師による講演）	て、美容室ユアマーージュより油谷美恵子を招いて、就職活動に役立つメイクの方法について、講演・実技をしていただいた。	る。個別に指導にまわるため、人数は20名程度で限界のように思われた。90分ではやや時間不足になった。	
フードエンターテイメント実習室			
平成25年1月29日（火）13時—14時30分	柴田三兄妹による三味線演奏を行った。短大生の1・2年生だけでなく、町内会からも多くの参加があった。	来年度は学生支援室が主体となり、大学・短大合同で行われる計画である。	2年生担任
成人祝賀記念演奏会			
100周年記念ホール			
平成25年2月22日（金）—2月24日（日）	2月22日（金）午前10時より搬入。展示は、発表22日14時から口頭発表が行われた。課題研究の他にテーブルコーディネートのテーブル展示と発表も加わった。詳しくは課題研究展の予稿集参照。	はじめての会場ということで、電源の確保、いすの数など、事前に確認していないことがあった。宣伝活動の強化も望まれる。	済渡、他
生活学専攻課題研究展			
東京エレクトロンホール5階会議室501—502			

### 「わくわく100プロジェクト」（地域連携委員会）の活動状況

日付・行事・場所	概要	気づいた点・反省点など	担当等
平成24年7月7日 ますみ幼稚園「夏祭り手伝い」 ますみ幼稚園	ますみ幼稚園主催の夏祭りに子ども生活専攻の学生がボランティアとして参加した。	特になし	大坪
平成24年7月14日 ますみ保育園「夏祭り」手伝い ますみ保育園	ますみ保育園主催の夏祭りに子ども生活専攻の学生がボランティアとして参加した。	特になし	大坪
平成24年7月21日 啓佑学園「夏祭り」手伝い 宮城県啓佑学園	宮城県障害者施設 啓佑学園の夏祭りからボランティアの依頼があり、子ども生活専攻の学生が参加した。	特になし	大坪
平成24年7月26日 虹の丘サマースクール「泥だんごあそびを楽しもう！」ピカピカだんご作りに挑戦	虹の丘児童センターの主催のサマースクールからの依頼で、子ども生活専攻が参加した。小学生1—3年生44名が参加した。	特になし	土屋・朝倉・山崎

新体育館			
平成 24 年 7 月 28 日	加茂中学校区ネットワークからの依頼を受け、加茂夏祭りの出し物（虹色戦隊三島レンジャー）を企画し出演した。また多数の子どもたちが参加する出店の運営をお世話した。	本学の名入ポロシャツを着て活動したことにより、本学の PR になったと思われる。	土屋・朝倉
加茂団地夏祭り			
加茂中学校			
平成 24 年 8 月 2 日	子ども生活専攻の参加。泉区のボランティア団体や登録ボランティアアドバイザー、およびボランティア活動に興味のある学生を対象に、交流活動を通じて福祉やボランティア活動を身近に感じてもらい、関心と理解を深める機会・情報交換の場とする。	特になし	三浦
ボランティアグループリーダーズカフェ「いずみボラカフェ」			
80周年記念棟			
平成 24 年 8 月 25 日	YMCA 加茂保育園から「ワイワイ夏祭り」を園児、保護者、地域の方々など 400 名を集め実施するため、短大学科長宛に子ども生活専攻学生に対し、ボランティアを協力依頼があり、協力した。	特になし	大坪
YMCA 加茂保育園「ワイワイ夏祭り」手伝い			
YMCA 加茂保育園			
平成 24 年 8 月 29 日	子育て・家庭支援センターのプログラム「のびのびくらぶ」の 1 回分を「短大のお兄さん・お姉さんと遊ぼう」をテーマに子ども生活専攻 2 年生が企画・運営して行った。	特になし	三浦
三島学園子育て・家庭支援センター「のびのびくらぶ」			
80周年記念棟			

## 後 記

学校教育法の改正を受けて、認証評価機関による第三者評価が 2004 年（平成 16 年）4 月に導入された。本学も 2009 年に一度目の審査を受け、結果「適格」であると認定された。現在、全国の短大は 2 度目の評価サイクルの期間に入っている。その評価基準は一度目に比べると幾分簡略化されたが、一方で、評価結果から不十分な点を探し改善を行うための PDCA サイクルが高く意識されるようになった。本冊子である自己評価報告書第 5 号の編集は、第三者評価の評価項目の変更を意識して、前号である第 4 号の内容を見直すことから始まった。その結果、いくつかの章が統合されるなど内容の大幅な変更と若干の簡略化がなされた。また、平成 21 年から平成 24 年における出来事として忘れることのできない、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に関する章を加えることは当然のことと考えられた。さらに、短大運営の実務に役立つように、平成 24 年度の短大活動記録を付録として加えた。自己評価報告書は、第三者評価の有無に関わらず定期的に作成すべきものであると同時に、第三者評価にも耐えうるものでなくてはならない。本冊子の内容が第三者評価を含めた自己点検と短大運営の改善へ向けて十分役立つものであるのか、今後もさらなる検討が必要である。

東北生活文化大学短期大学部 自己点検・評価委員会

委員長 菅並 茂樹

委員 大庭 清 瀬戸 典彦 渡邊 圭介

松尾 広 池田 展敏 白鳥 彦

松田 知子 荒 伸二 黒川 利司

菅 福彦

**学校法人 三島学園**

**東北生活文化大学短期大学部 自己評価報告書 第5号**

平成 25 (2013) 年 10 月発行

編集 東北生活文化大学短期大学部 自己点検・評価委員会

発行 学校法人 三島学園

〒981-8585 仙台市泉区虹の丘 1 丁目 18-2

TEL 022-272-7512 FAX 022-301-5602